

R 2 阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事

阿南相生線他

阿南市新野町室ノ久保他

実施設計図面

徳島県南部総合県民局 県土整備部<阿南>

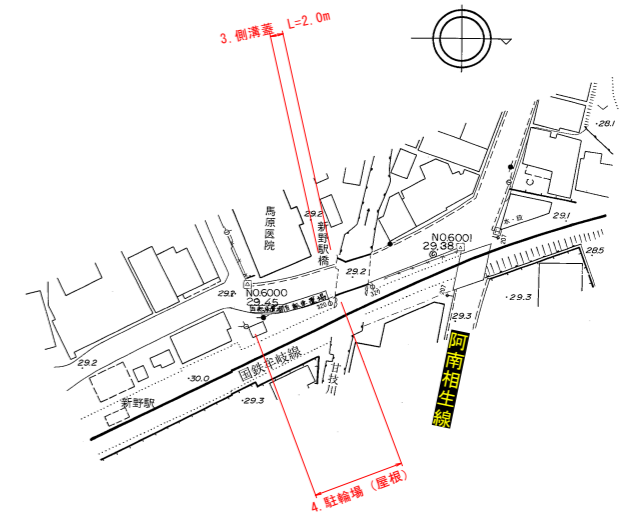
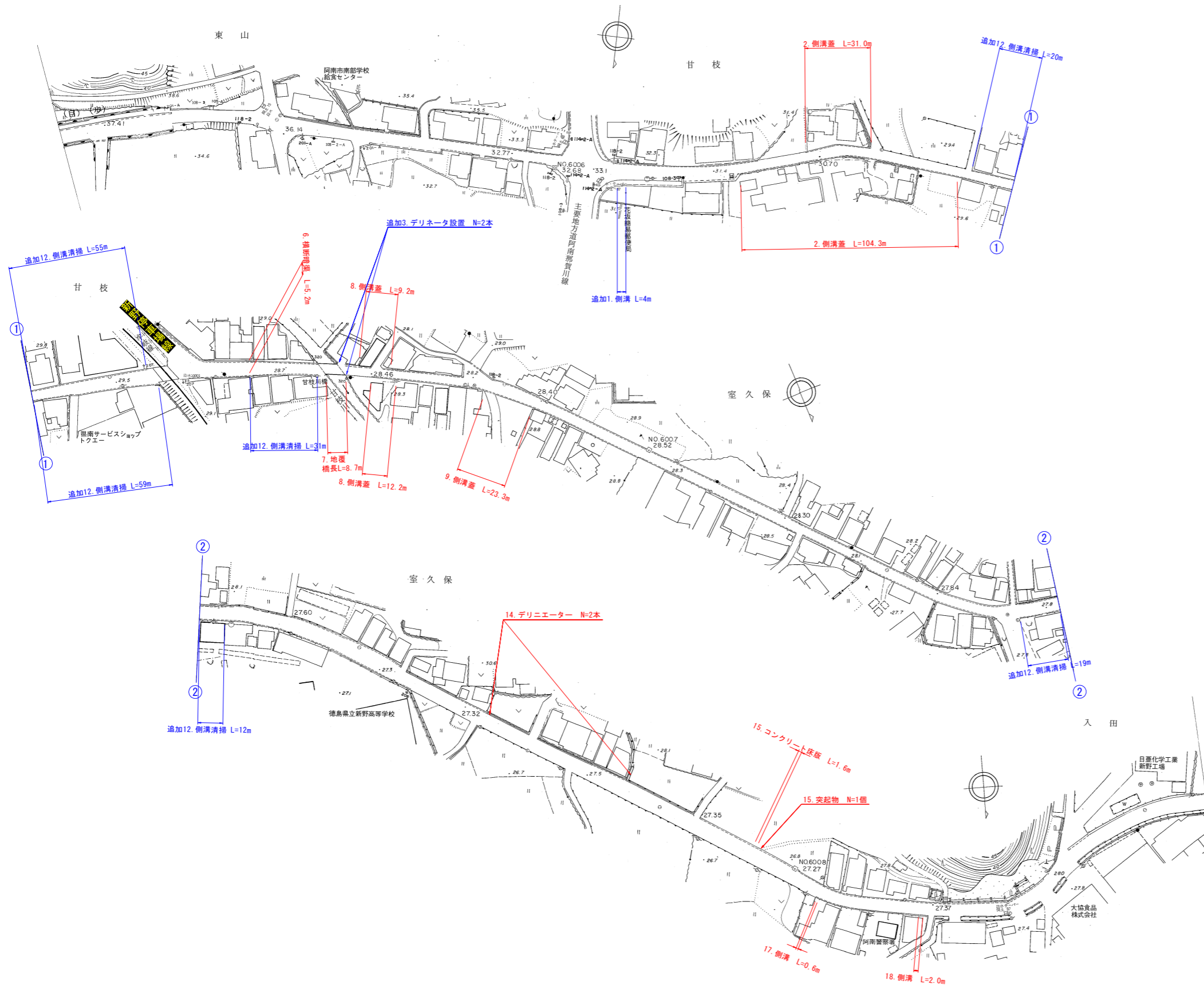
道路・公園担当

道路修繕・整備計画位置図

S=1:1000

道路台帳 阿南相生線7~9

道路台帳 新野停車場線



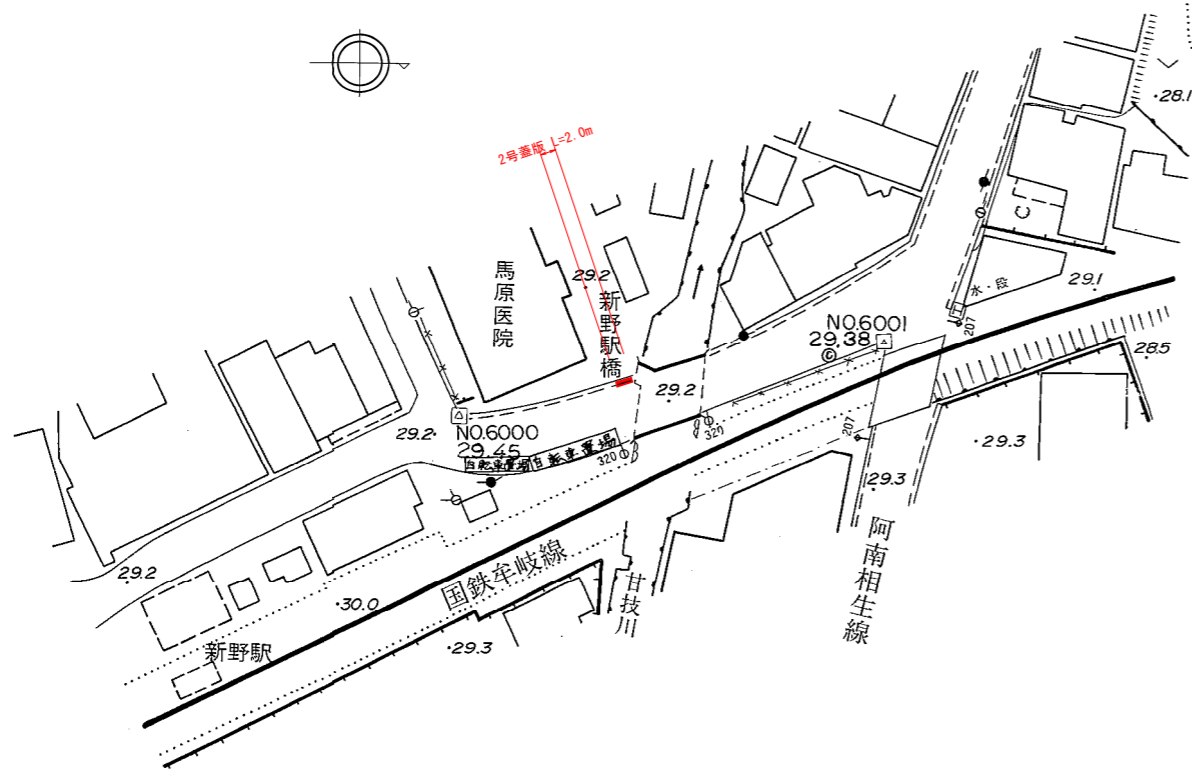
実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	道路修繕・整備計画位置図		
縮尺	1:1000	図面番号	1 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

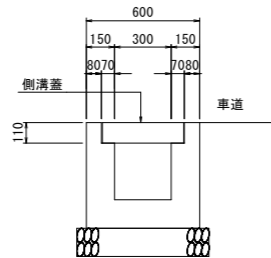
道路修繕・整備計画図 (3/16)

区間3

平面図
S=1:500



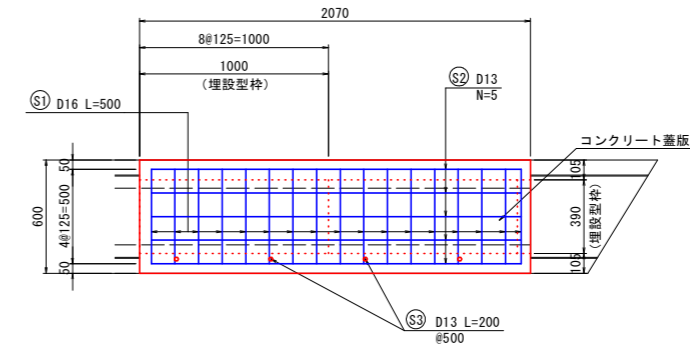
現況側溝
S=1:20



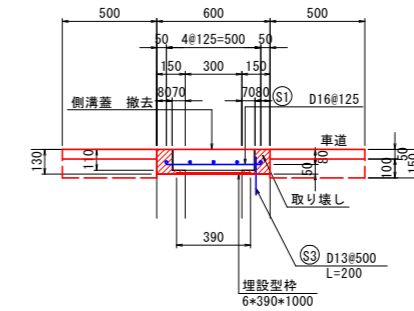
構造図

S=1:20

2号蓋版
平面図



断面図



※側溝蓋端部の埋設型枠は現場に応じて切断すること
※車道側の舗装舗装等の数量は区間4で計上

撤去工				1.0m当り			
名称	規格	単位	数量	名称	規格	単位	数量
既設蓋撤去		m	1.0				
舗装版切断	アスファルト舗装	m	1.0				
C0取壊し	側溝	m ³	0.02				

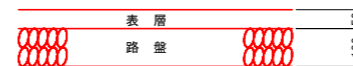
2号蓋版				1.0m当り			
名称	規格	単位	数量	名称	規格	単位	数量
コンクリート	σck≧24N/mm ²	m ³	0.076				
型枠	一般型枠	m ²	0.26				
埋設型枠	6*390*1000	枚	1.0				

作業土工				1.0m当り			
名称	規格	単位	数量	名称	規格	単位	数量
床掘り	土砂	m ²	0.10				
舗装版破砕	アスファルト舗装	m ²	0.50				
車道舗装		m ²	0.50				

2号蓋版 鉄筋質量表 (SD345)							1.0m当り	
記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量		
①	D16	500	8	1.56	0.78	6.24		
②	D13	1000	5	0.995	1.00	5.00		
③	D13	200	2	0.995	0.20	0.40		
合計						11.64kg		

舗装構成図

S=1:10



表層：再生密粒度アスコン t=5cm
路盤：再生粒度調整砕石 (RM-30) t=10cm

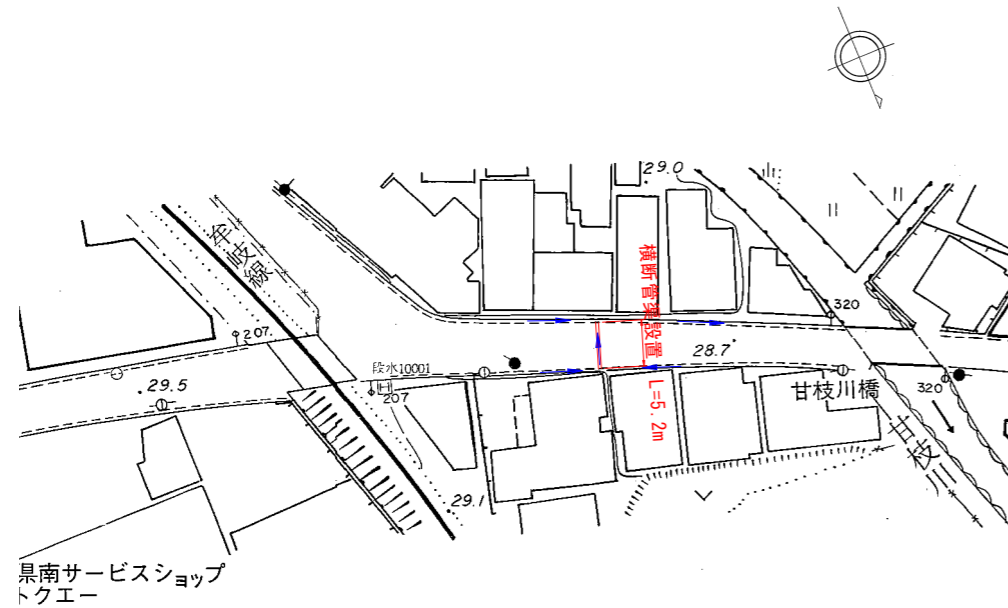
実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	道路修繕・整備計画図 (3/16)		
縮尺	図示	図面番号	3 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

道路修繕・整備計画図 (5/16)

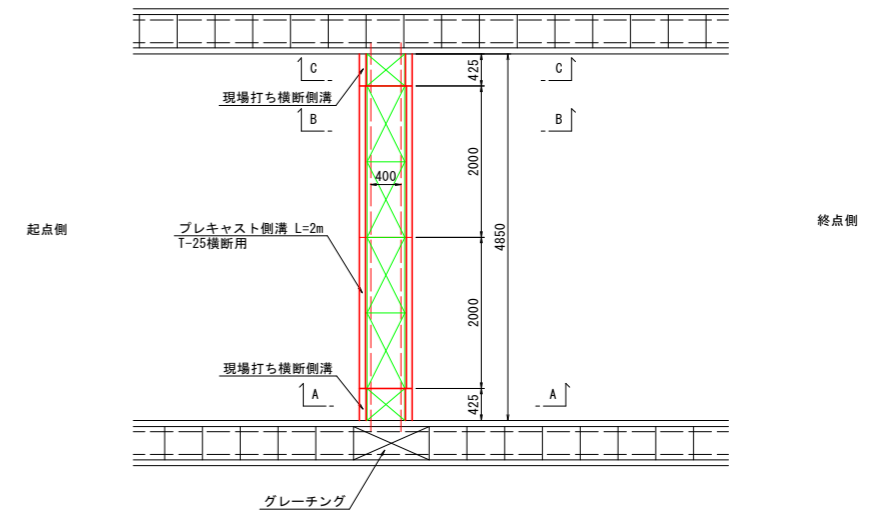
区間6

平面図
S=1:500



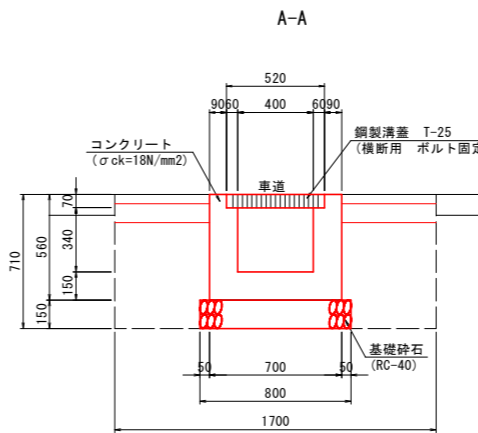
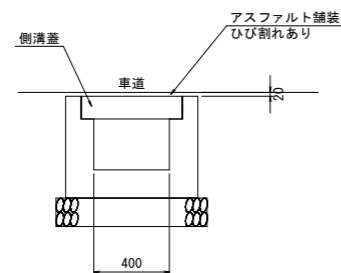
構造図

平面図
S=1:50



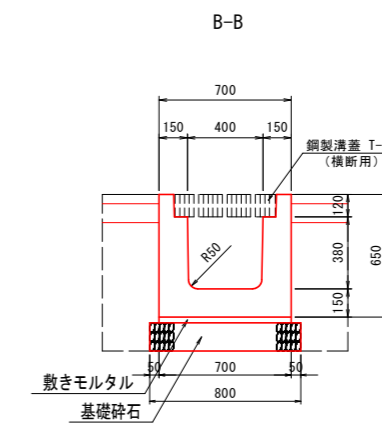
断面図
S=1:20

現況断面図
S=1:20



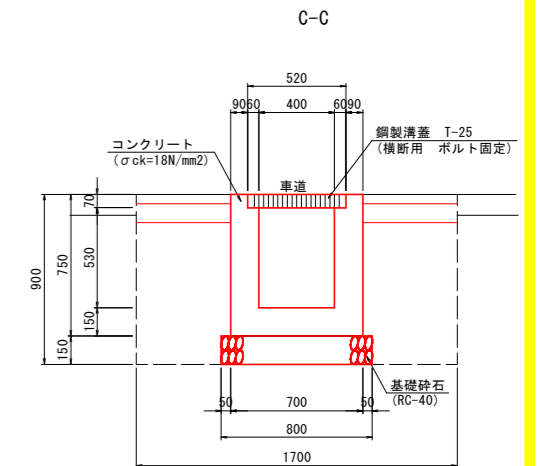
作業土工 (現場打ちU型側溝部 上流側) 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
床 盛り	土 砂	m ³	0.6
埋 戻し	土 砂	m ³	0.5
舗装 版 破 砕	アスファルト舗装	m ²	1.0
車道 舗装	本 線	m ²	1.0



作業土工 (プレキャストU型側溝部) 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
床 盛り	土 砂	m ³	0.5
埋 戻し	土 砂	m ³	0.4
舗装 版 破 砕	アスファルト舗装	m ²	0.6
車道 舗装	本 線	m ²	0.6



作業土工 (現場打ちU型側溝部 下流側) 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
床 盛り	土 砂	m ³	0.6
埋 戻し	土 砂	m ³	0.5
舗装 版 破 砕	アスファルト舗装	m ²	1.0
車道 舗装	本 線	m ²	1.0

舗装構成図
S=1:10

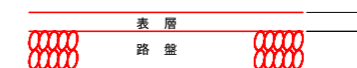


表 層：再生密粒度アスコン t=5cm
路 盤：再生粒度調整砕石 (RM-30) t=10cm

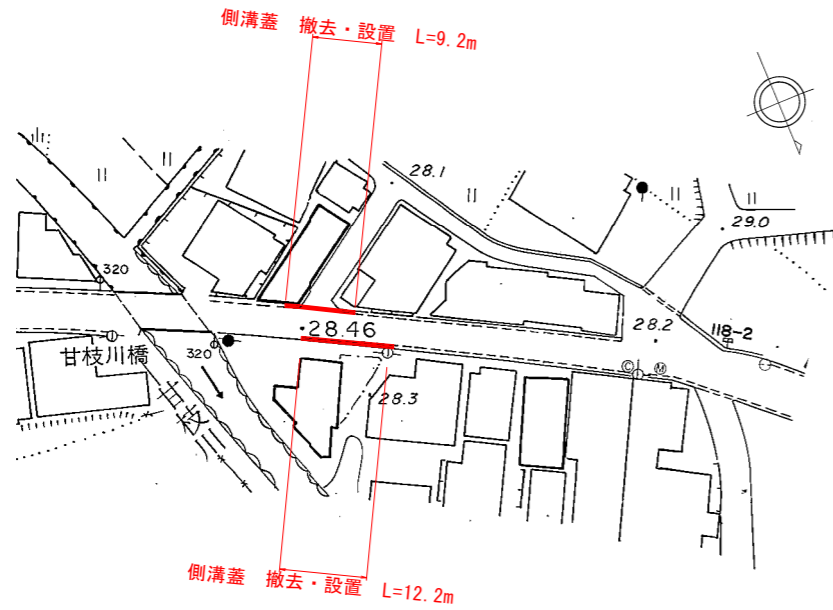
実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	道路修繕・整備計画図 (5/16)		
縮 尺	図 示	図面番号	4 / 21
会 社 名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

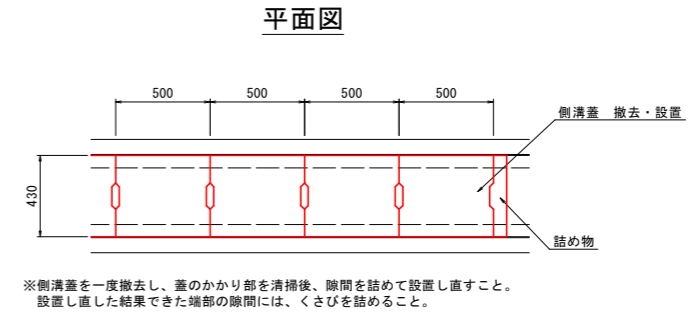
道路修繕・整備計画図 (6/16)

区間8

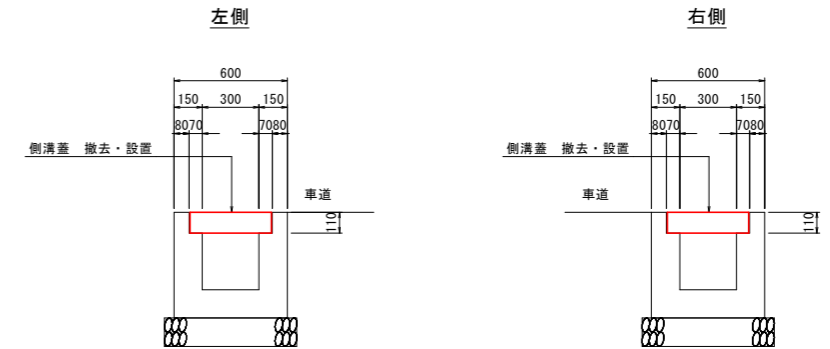
平面図
S=1:500



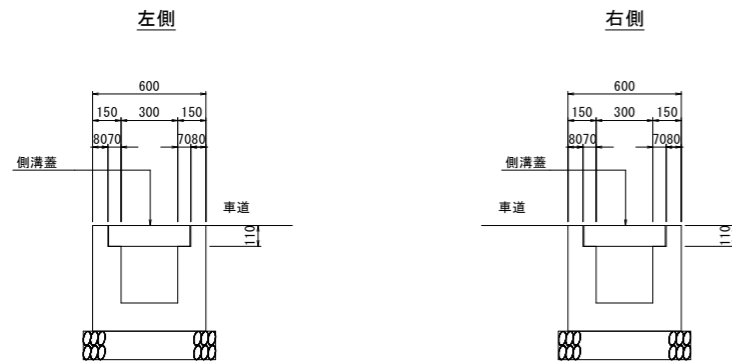
構造図
S=1:20



断面図



現況側溝
S=1:20



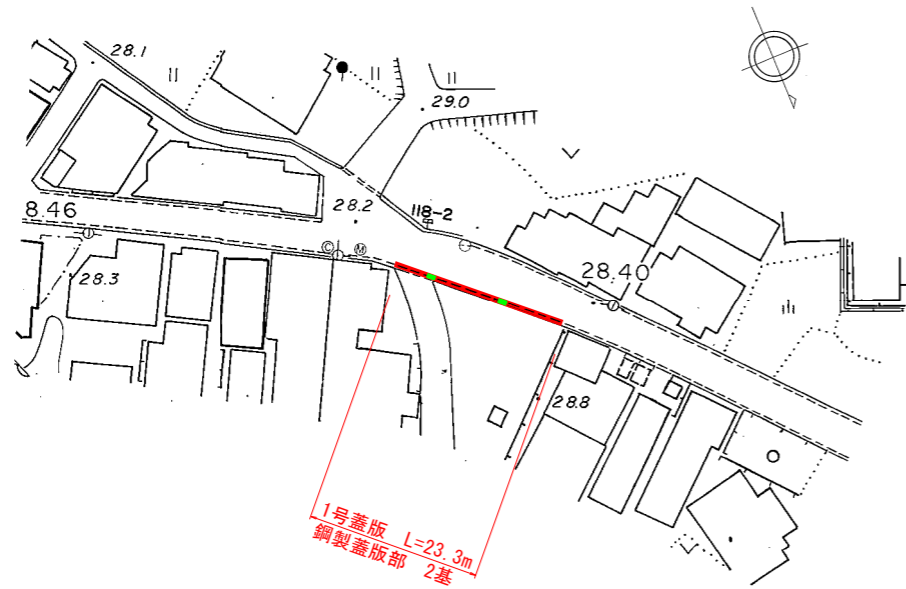
実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図面名	道路修繕・整備計画図 (6/16)		
縮尺	図示	図面番号	5 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

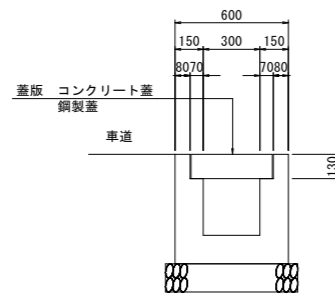
道路修繕・整備計画図 (7/16)

区間9

平面図
S=1:500

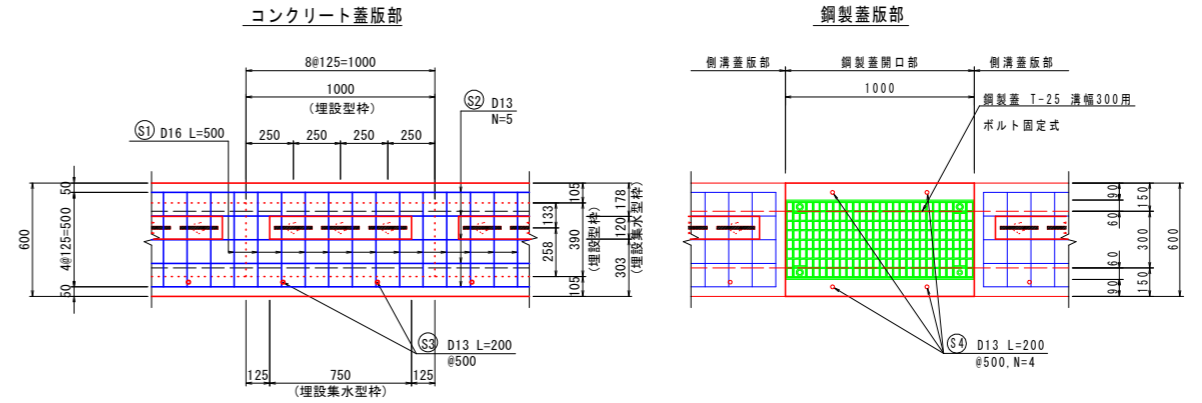


現況側溝
S=1:20

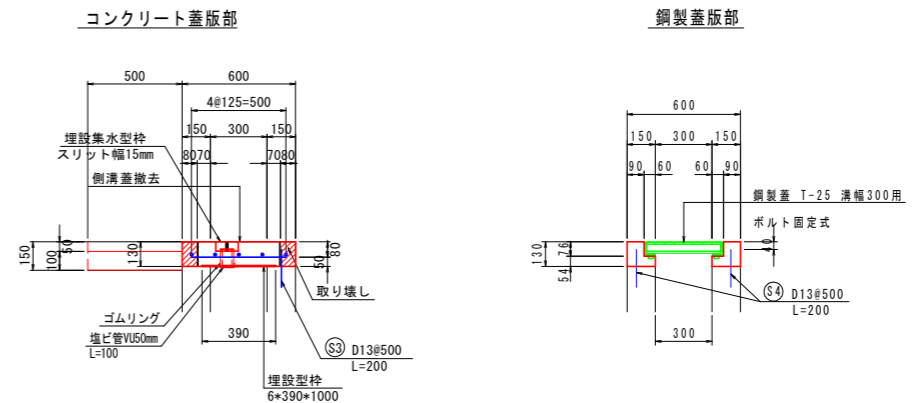


構造図
S=1:20

1号蓋版
平面図



断面図



撤去工 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
既設蓋撤去		m	1.0
舗装版切断	アスファルト舗装	m	1.0
Cc取壊し	側溝	m ³	0.03

作業土工 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
床掘り	土砂	m ³	0.05
舗装版破砕	アスファルト舗装	m ²	0.50
車道舗装		m ²	0.50

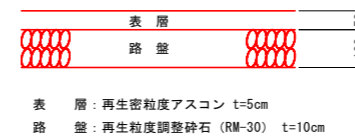
1号蓋版(コンクリート蓋版部) 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 24N/mm^2$	m ³	0.071
型枠	一般型枠	m ²	0.26
埋設型枠	6*390*1000	枚	1.0
埋設集水型枠	スリット幅15mm	個	1.0
塩ビ管	VUφ50mm	m	0.30
ゴムリング	10x15(内径44)	個	3.0

1号蓋版(鋼製蓋版部) 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 24N/mm^2$	m ³	0.030
型枠	一般型枠	m ²	0.52
鋼製蓋	T-25溝幅300用	枚	1.0
目地材	遮音繊維質 t=10mm	m ²	0.06

舗装構成図
S=1:10



1号蓋版 鉄筋質量表 (SD345) 1.0m当り

コンクリート蓋版部						
記号	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	
①	D16	500	8	1.56	0.78	6.24
②	D13	1000	5	0.995	1.00	5.00
③	D13	200	2	0.995	0.20	0.40
合計						11.64kg
鋼製蓋版部						
④	D13	200	4	0.995	0.20	0.80
合計						0.80kg

実施設計図面

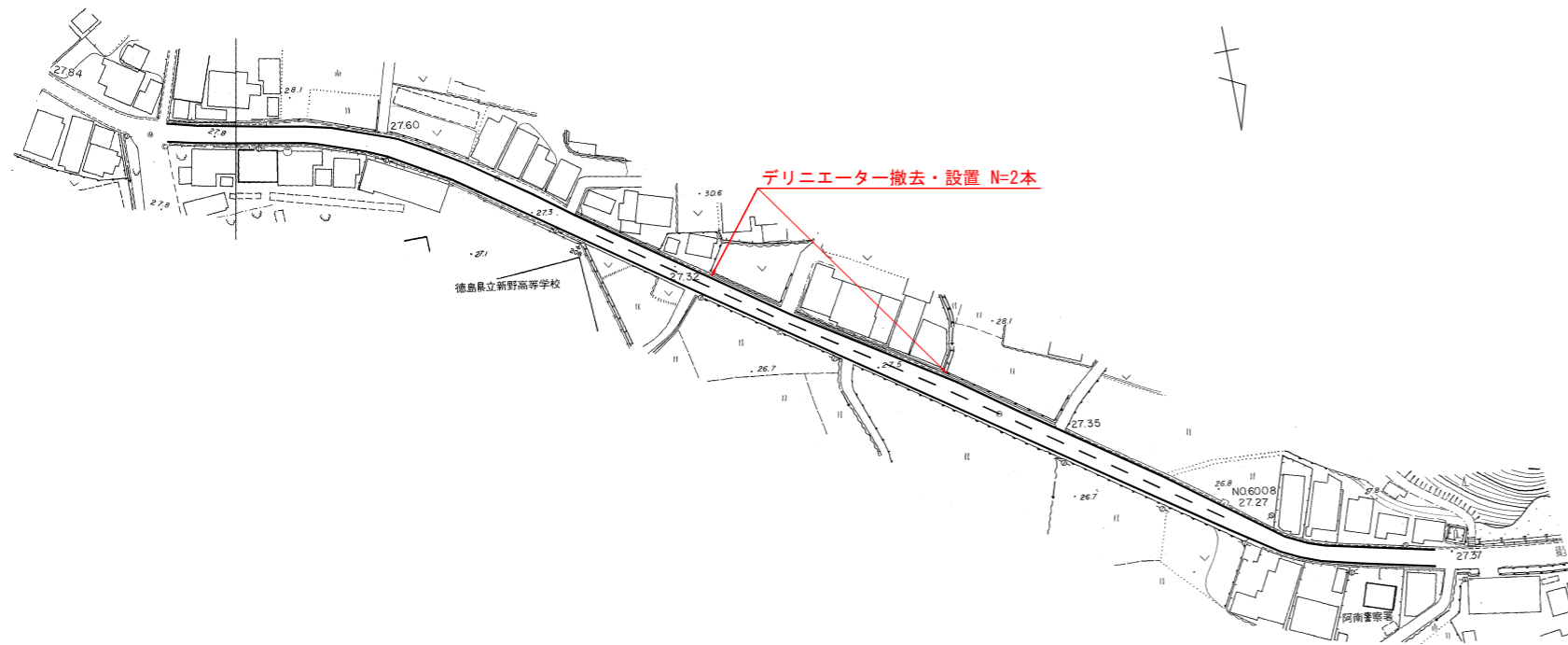
工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	道路修繕・整備計画図 (7/16)		
縮尺	図示	図面番号	6 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

道路修繕・整備計画図 (11/16)

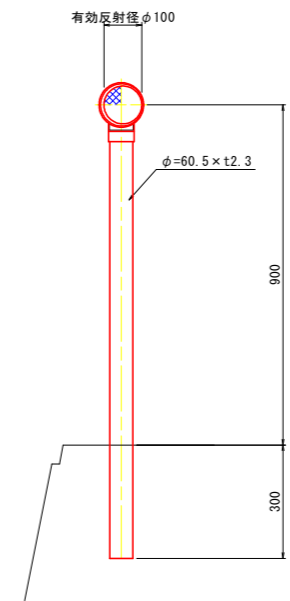
区間14

平面図

S=1:1000

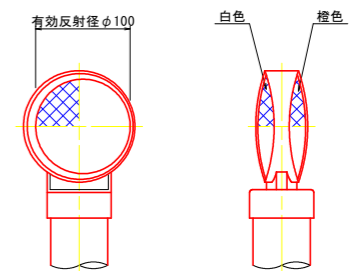


デリニエーター設置図
S=1:10



※側溝天端に削孔して設置する

反射部詳細図
S=1:4



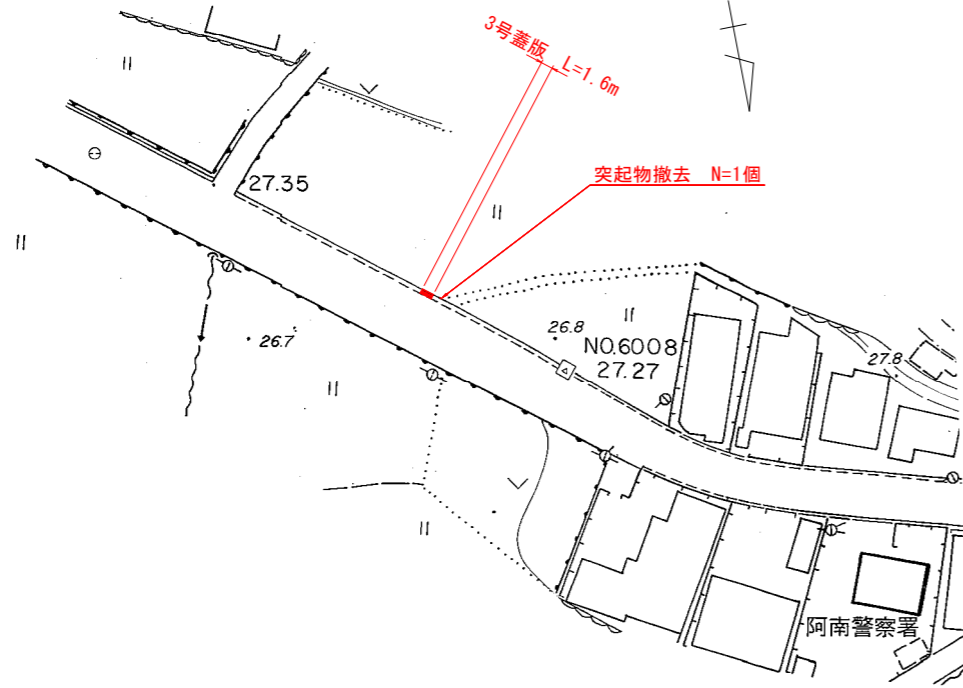
実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図面名	道路修繕・整備計画図 (11/16)		
縮尺	図示	図面番号	7 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

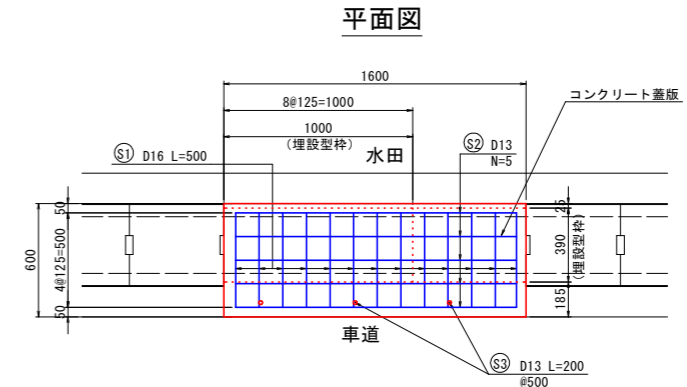
道路修繕・整備計画図 (12/16)

区間15

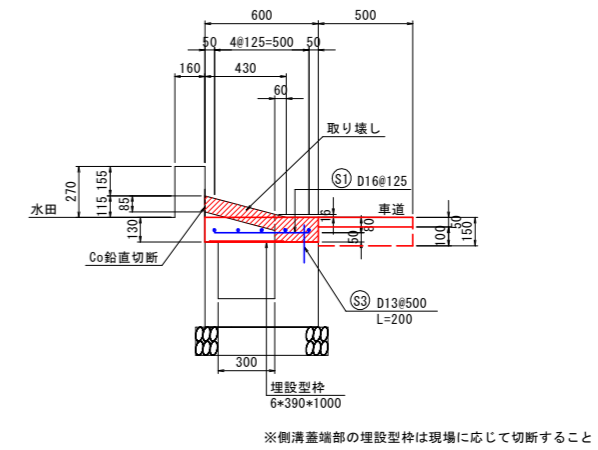
平面図
S=1:500



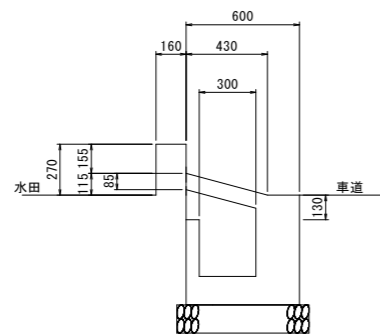
構造図
S=1:20



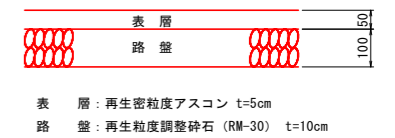
断面図



現況断面図
S=1:20



舗装構成図
S=1:10



撤去工 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
舗装版切断	アスファルト舗装	m	1.0
Co取壊し	床版	m ³	0.03

3号蓋版 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 24N/mm^2$	m ³	0.076
型枠	一般型枠	m ²	0.26
埋設型枠	6#390#1000	枚	1.0

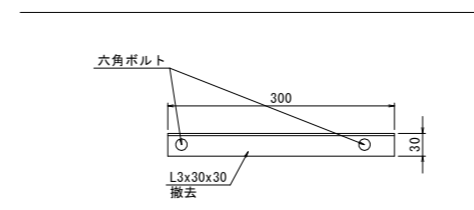
作業土工 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
床掘り	土砂	m ³	0.05
舗装版破砕	アスファルト舗装	m ²	0.50
車道舗装		m ²	0.50

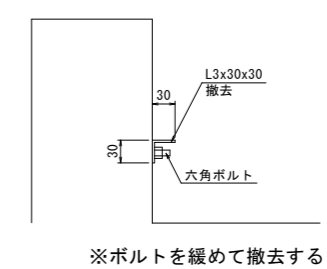
3号蓋版 鉄筋質量表 (SD345) 1.0m当り

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量
①	D16	500	8	1.56	0.78	6.24
②	D13	1000	5	0.995	1.00	5.00
③	D13	200	2	0.995	0.20	0.40
合計						11.64kg

突起物正面図
S=1:5



突起物断面図
S=1:5



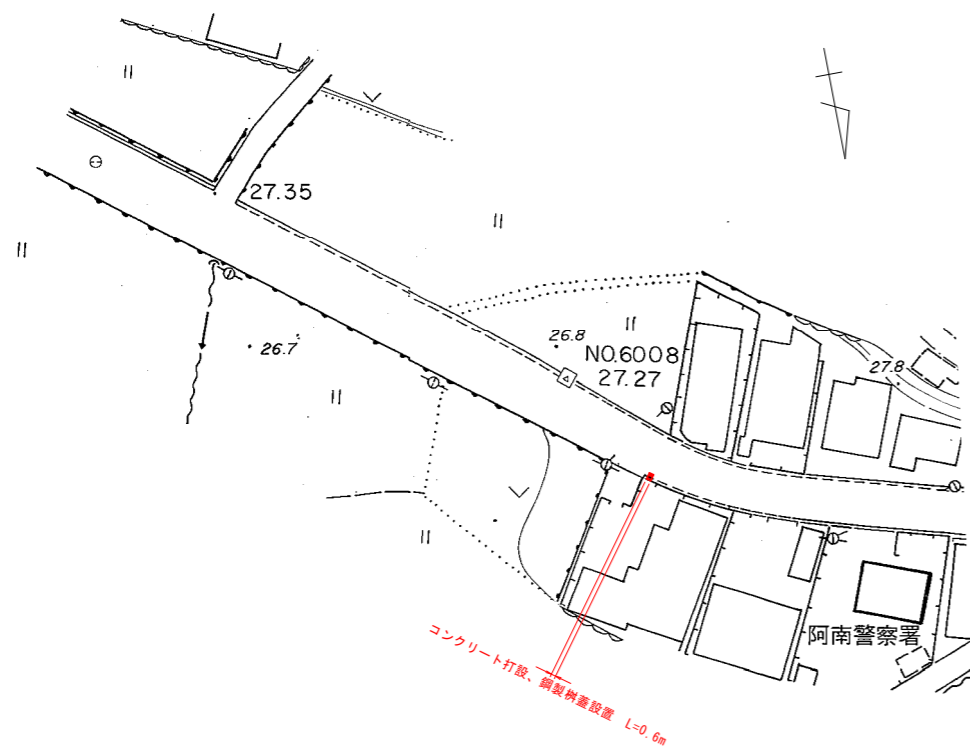
実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	道路修繕・整備計画図 (12/16)		
縮尺	図示	図面番号	8 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

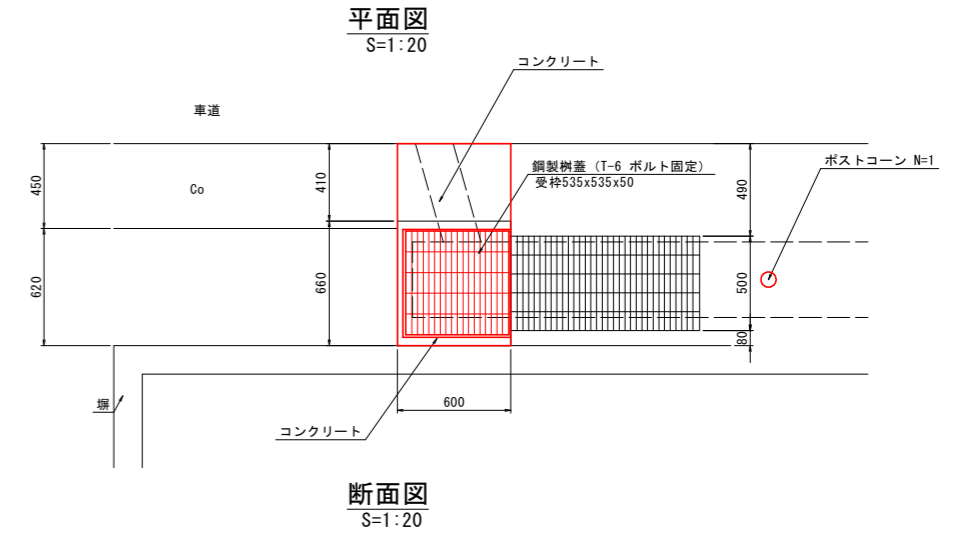
道路修繕・整備計画図 (14/16)

区間17

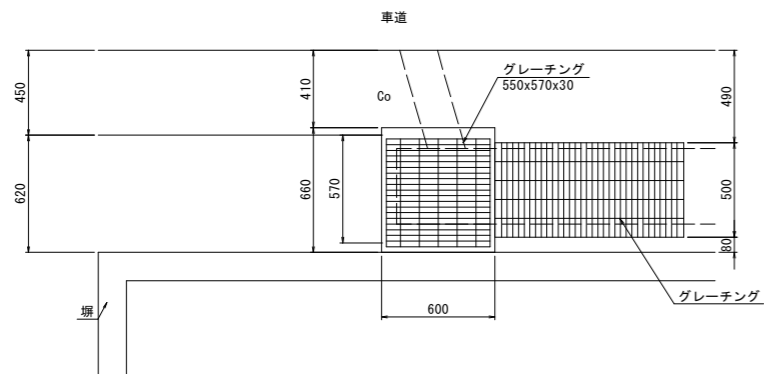
平面図
S=1:500



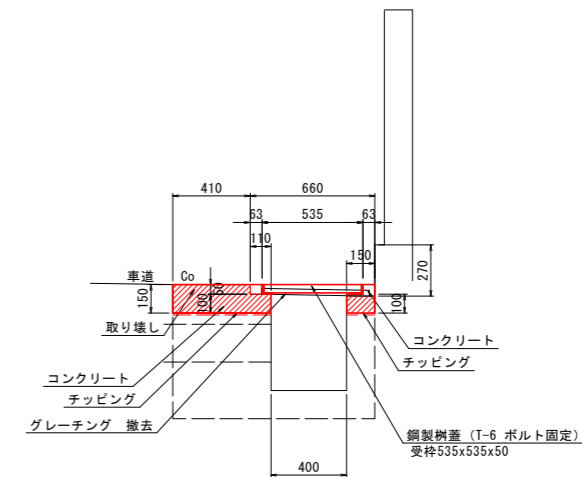
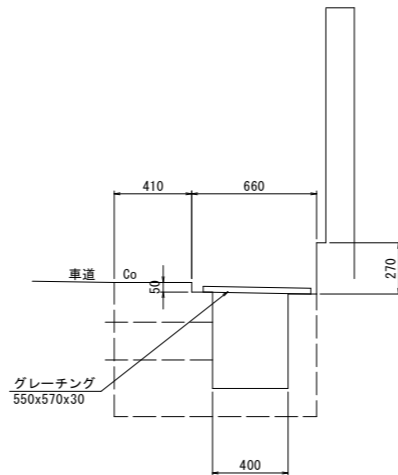
構造図



現況平面図
S=1:20



現況断面図
S=1:20



実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	道路修繕・整備計画図 (14/16)		
縮尺	図示	図面番号	9 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

※推定箇所は破線で示した

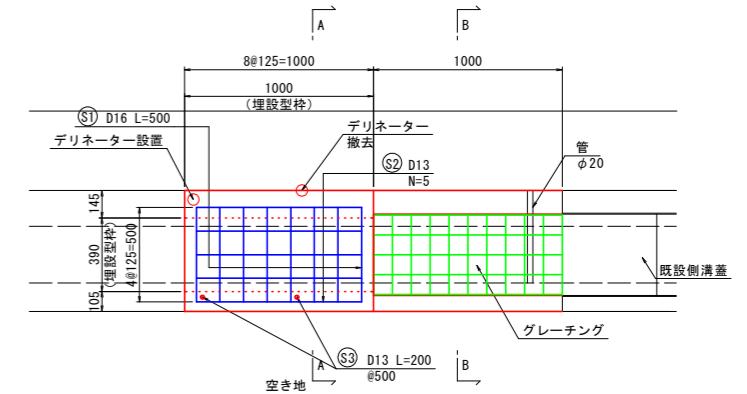
道路修繕・整備計画図 (15/16)

区間18

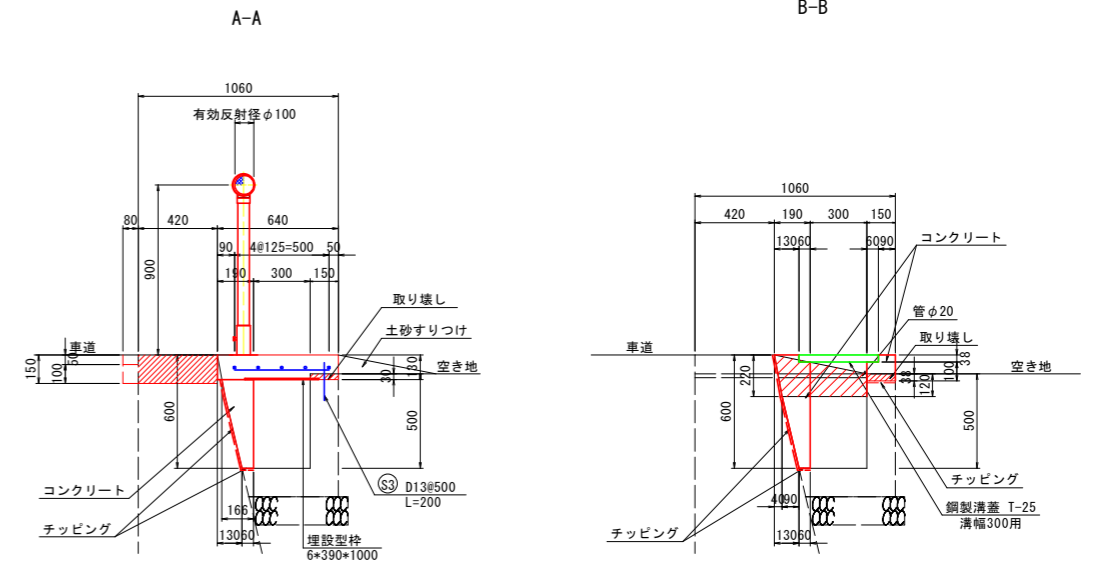
構造図

S=1:20

平面図



断面図

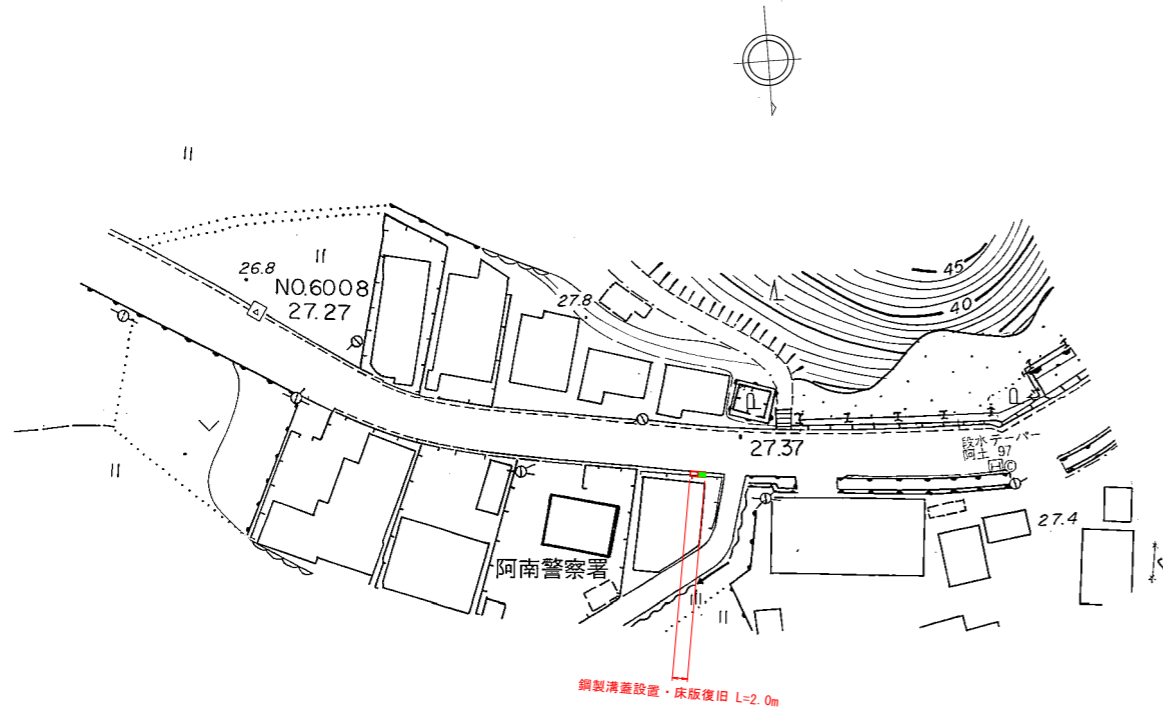


撤去工 B-B断面 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
C0取壊し	側溝	m ³	0.08

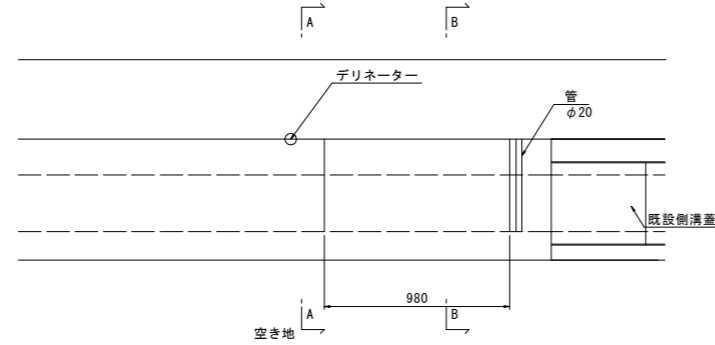
平面図

S=1:500



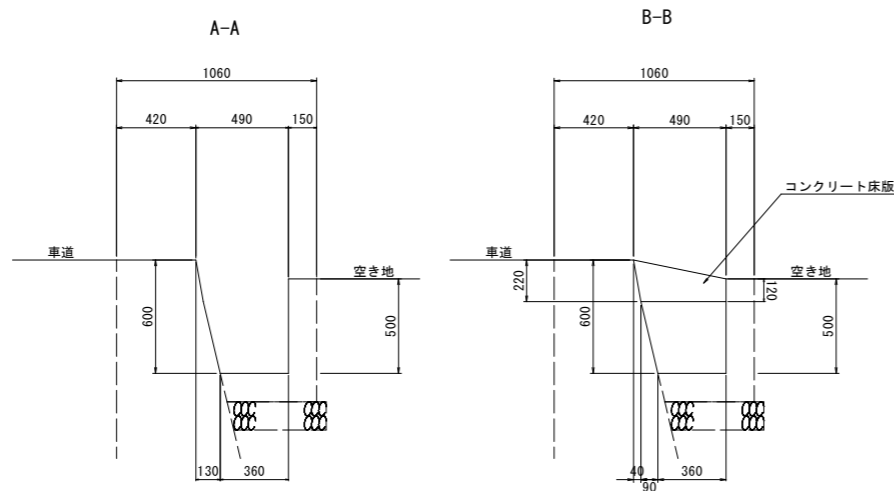
現況平面図

S=1:20



現況側溝

S=1:20



作業土工 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
床掘り	土砂	m ³	0.01
舗装版破砕	アスファルト舗装	m ²	0.08
車道舗装		m ²	0.08

4号蓋版 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σck ≥ 24N/mm ²	m ³	0.081
型枠	一般型枠	m ²	0.26
埋設型枠	6×390×1000	枚	1.0

4号蓋版 鉄筋質量表 (SD345) 1.0m当り

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量
①	D16	500	8	1.56	0.78	6.24
②	D13	875	5	0.995	0.87	4.35
③	D13	200	2	0.995	0.20	0.40
合計						10.99kg

撤去工 A-A断面 1.0m当り

名称	規格	単位	数量
C0取壊し	側溝	m	1.0

実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図面名	道路修繕・整備計画図 (15/16)		
縮尺	図示	図面番号	10 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

※推定箇所は破線で示した

工 事 概 要		章 適用可否	項 目	特 記 事 項	章 適用可否	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	R 2阿土 阿南相生線地 阿南・新野 道路工事	1章 一般共通事項	4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、除塵装置と行合を行い、交通安全に関する措置、輸送期間、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに、工事現場における盗難防止の観点から、特設材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	1章 一般共通事項	12. 火災保険	<p>◎対象物</p> <p>工事目的物及び検査済材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事</p> <p>次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事</p> <p>(2) コンクリート躯体工事</p> <p>(3) 屋外付帯工事</p> <p>(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額</p> <p>鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。</p> <p>また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期</p> <p>工事完成期日に14日を加えた期日とする。</p> <p>なお、工期延長した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <p>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>
2. 路線名等	阿南相生線地						
3. 工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地						
4. 工事種目	工事内容：駐輪場改修						
5. 工事区分	建築工事一式						
6. 工 期	工事完成期間は令和 2 年 3 月 25 日とする。						

建 築 工 事 仕 様 書

章 適用可否	項 目	特 記 事 項														
1章 一般共通事項	○ 1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁當務部監修の下記による。</p> <p>① 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修仕」という。)</p> <p>② 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)以下「標仕」という。)</p> <p>③ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>④ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>(右の留意事項に該当する場合に記入)</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。</p> <p>ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に5日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。義務付けられていない)。</p> <p>・警備員は、延 5人(昼 5人、夜 0人；うち検定合格警備員 0人)を見込んでいます。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。対象工事の一部については下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の業務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。</p>														
	○ 2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総計計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>														
	○ 3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、整理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に使い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、損傷の適宜に支障がないよう受注者の負担でその修復補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から即す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止する装置、ブームの高さを制限する装置)付きの車を原則使用しなければならない。なお、令和元年年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p>														
○ 4. 材料・製品等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に依り処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい。標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>会社名</td> <td>所在地</td> <td>運搬距離(km)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属(処分)</td> <td>(株)旭金属</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td rowspan="2">33.1</td> </tr> <tr> <td>☆優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、該施設の監督員より優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場へ搬入する場合には、(一)財)日本建設センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設副産物等が工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合は工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・●)</p> <p>備品等名称 保管場所 注意事項</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全写真等は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJISママー表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁當務部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注時に、「コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を確保する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>		会社名	所在地	運搬距離(km)	金属(処分)	(株)旭金属	徳島市東沖洲1丁目12	33.1	☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12					
	会社名	所在地	運搬距離(km)													
金属(処分)	(株)旭金属	徳島市東沖洲1丁目12	33.1													
	☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12														
○ 6. 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(3)を満たすものとする。</p> <p>(1) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含むしない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>															
○ 7. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は當番課へ問い合わせ、工事に滞滞のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>															
○ 8. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>															
○ 9. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p>															
○ 10. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数の中継検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>当初請負対象額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事を行う。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事														
3千万円未満	—	1回														
3千万円以上5千万円未満	—	2回														
5千万円以上1億円未満	1回	2回														
1億円以上	2回	3回														
○ 11. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <p>・竣工図(製本3部、電子データ2部) (A4・A3・A2・(原図版))</p> <p>・工事写真(写真機1部(電子画)、工事写真機1部(電子画))電子データ2部</p> <p>・写真機検査員から指示があった場合に提出</p> <p>・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。</p> <p>竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁當務部監修「當務工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区 分</td> <td>サイ ズ</td> </tr> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・(左らない))ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ							
区 分	サイ ズ															
着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ															
工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ															
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ															

実施設計図面

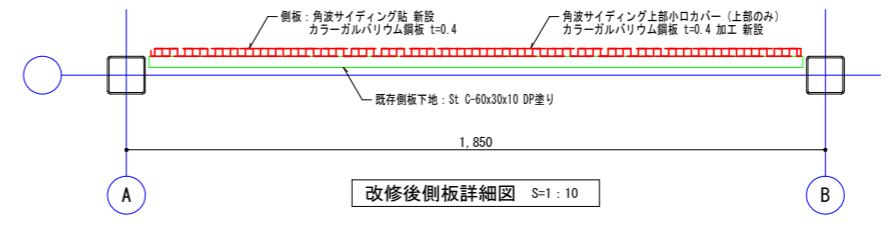
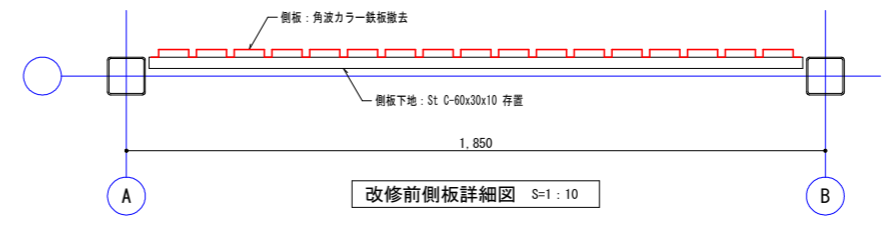
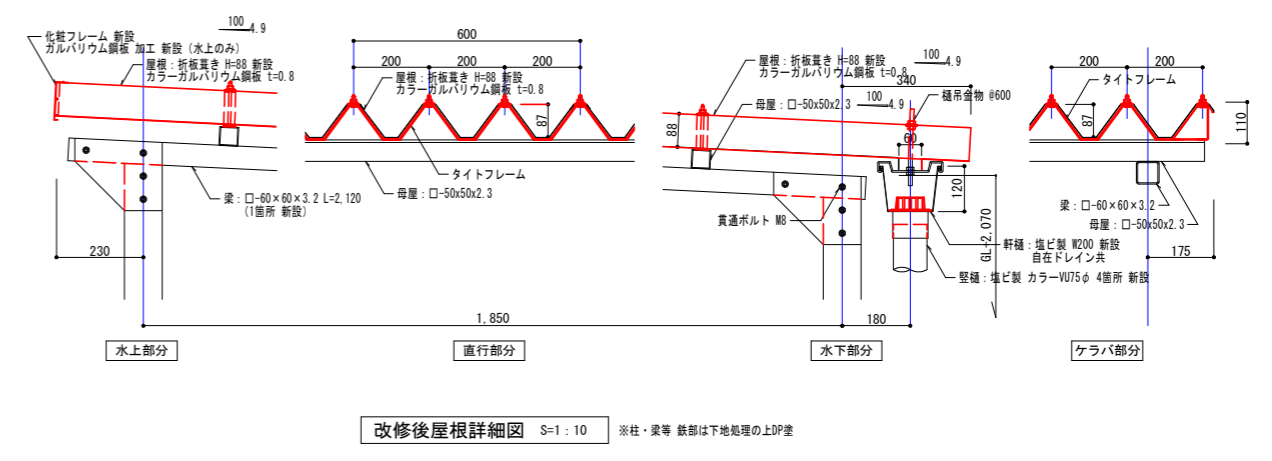
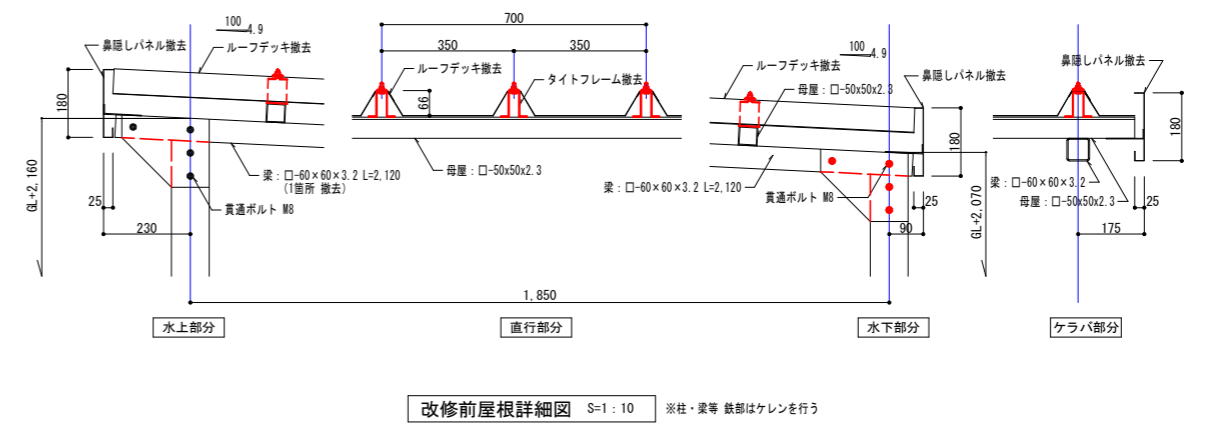
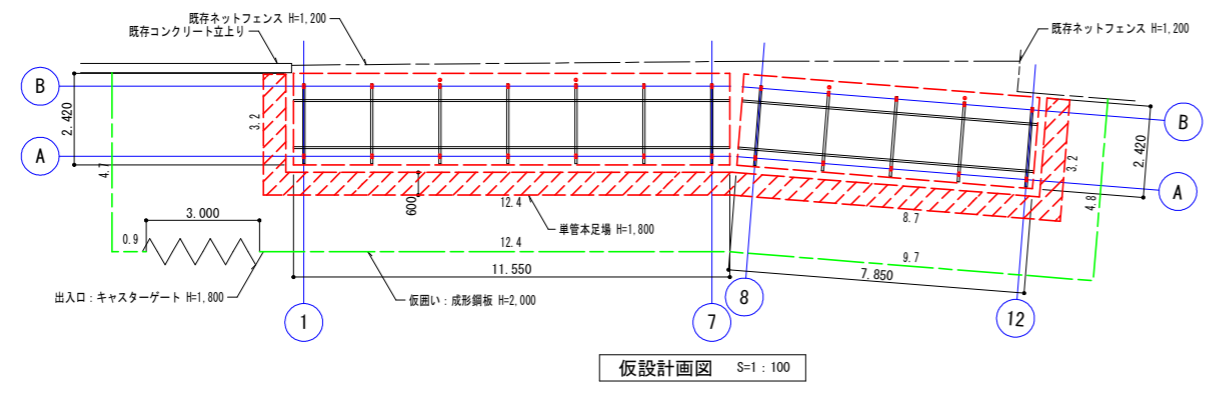
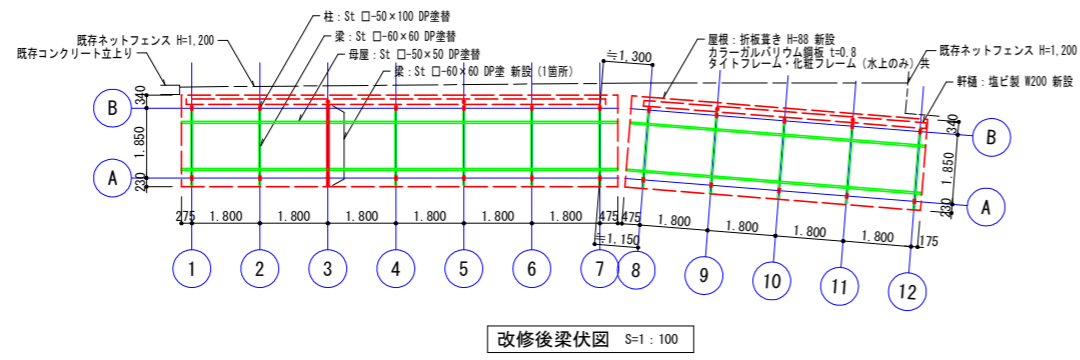
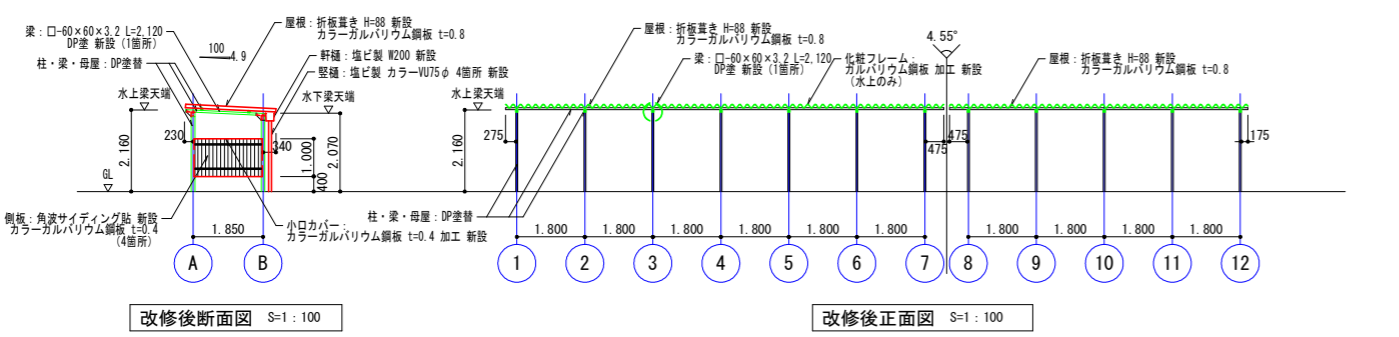
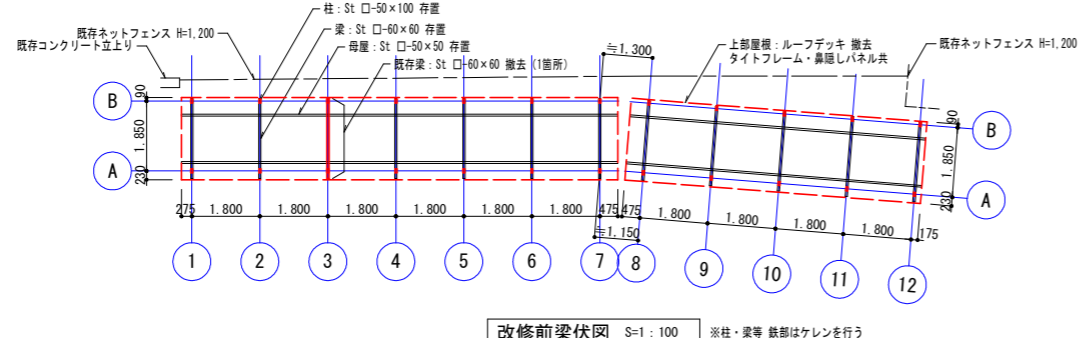
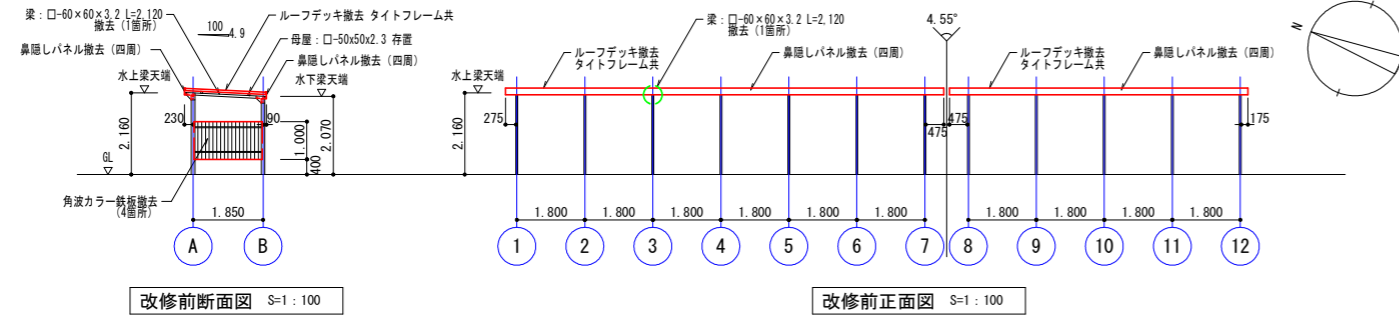
工事名	R 2阿土 阿南相生線地 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線地		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図 面 名	特記仕様書(1/2)		
縮 尺	—	図面番号	12 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合農政局 県土整備部(阿南)		

章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項	章	適用可否	項目	特記事項																	
2章	○	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	4章	○	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。																									
		2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く。)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に監理課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：単管本足場、仕様：D=60mm シート仕様：防火シート) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ◎内部足場(種類：脚立足場) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲い(仕様：成形鋼板、H=2m、L=32.5m)(図示) ◎ゲート(◎)・無、仕様：キャスターゲート 3.0m、H=1.8m) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎その他			◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																										
		3. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：シート養生等)			◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																										
		4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m2程度)・(設けない)) ◎監督員事務所の備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計 (2) ゴム長靴、雨かっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他																													
		5. 工事用水電力等	◎既存電力利用(出来る・(出来ない))、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・(出来ない))、用水料金(有償・無償) ◎電力引込負担金 円 ◎上下水引込負担金 円 ◎ガス引込負担金 円																													
6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に(用意していないので業者に))設けること。 ◎借地借家料 円																															
3章	○	7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																													
		1. 一般事項	◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。 ◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0 = (36 \frac{m}{s})$ 地表面粗度区分 (I・II・(III)・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)																													
3章	○	2. 折板葺	◎折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>折板の長さ(mm)</th> <th>塗装面</th> <th>形式</th> <th>山高(mm)</th> <th>山ピッチ(mm)</th> <th>耐力</th> <th>軒先面戸の適用の有無</th> <th>裏打ち材の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>0.8</td> <td>ポリト固定</td> <td>88</td> <td>200</td> <td>ビビフレーム</td> <td>無し</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	折板の長さ(mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐力	軒先面戸の適用の有無	裏打ち材の有無	屋根	0.8	ポリト固定	88	200	ビビフレーム	無し													
		施工箇所	折板の長さ(mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ(mm)	耐力	軒先面戸の適用の有無	裏打ち材の有無																						
屋根	0.8	ポリト固定	88	200	ビビフレーム	無し																										
3. とい	◎材質(塩ビ製 カラーVU) 径(75) ◎硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。 ◎ルーフトレインの種類(自在ドレイン) ◎ルーフトレインの製造所：評価名簿による。 ◎ルーフトレイン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。																															

実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	特記仕様書(2/2)		
縮尺	—	図面番号	13 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部(阿南)		

駐輪場改修図

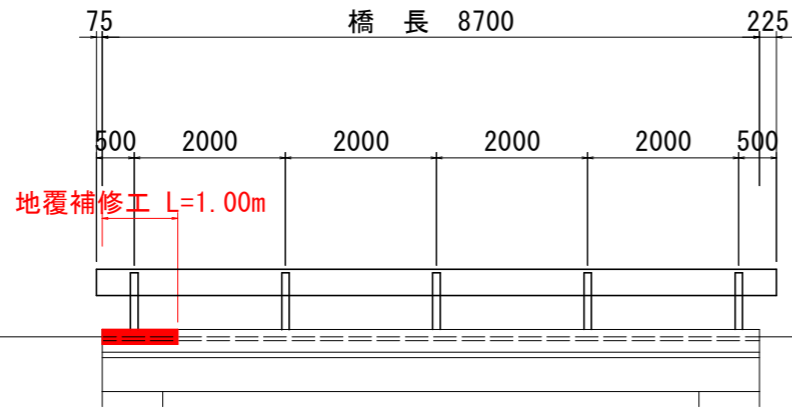


実施設計図面

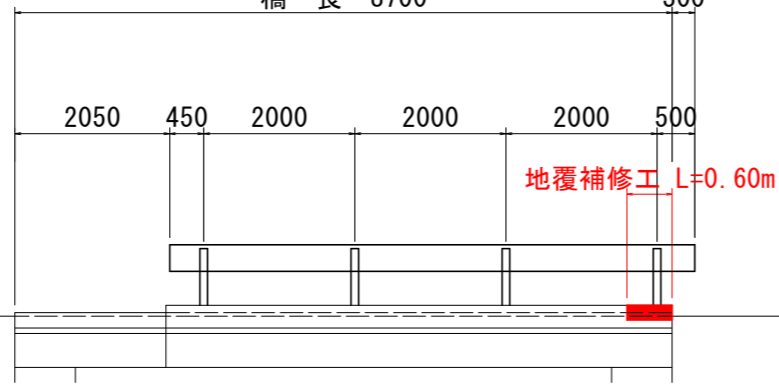
工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事
路線名等	阿南相生線他
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地
図面名	駐輪場改修図
縮尺	図示 図面番号 14 / 21
会社名	
事業者名	徳島県南部総合農林局 農土整備部 (阿南)

補修一般図

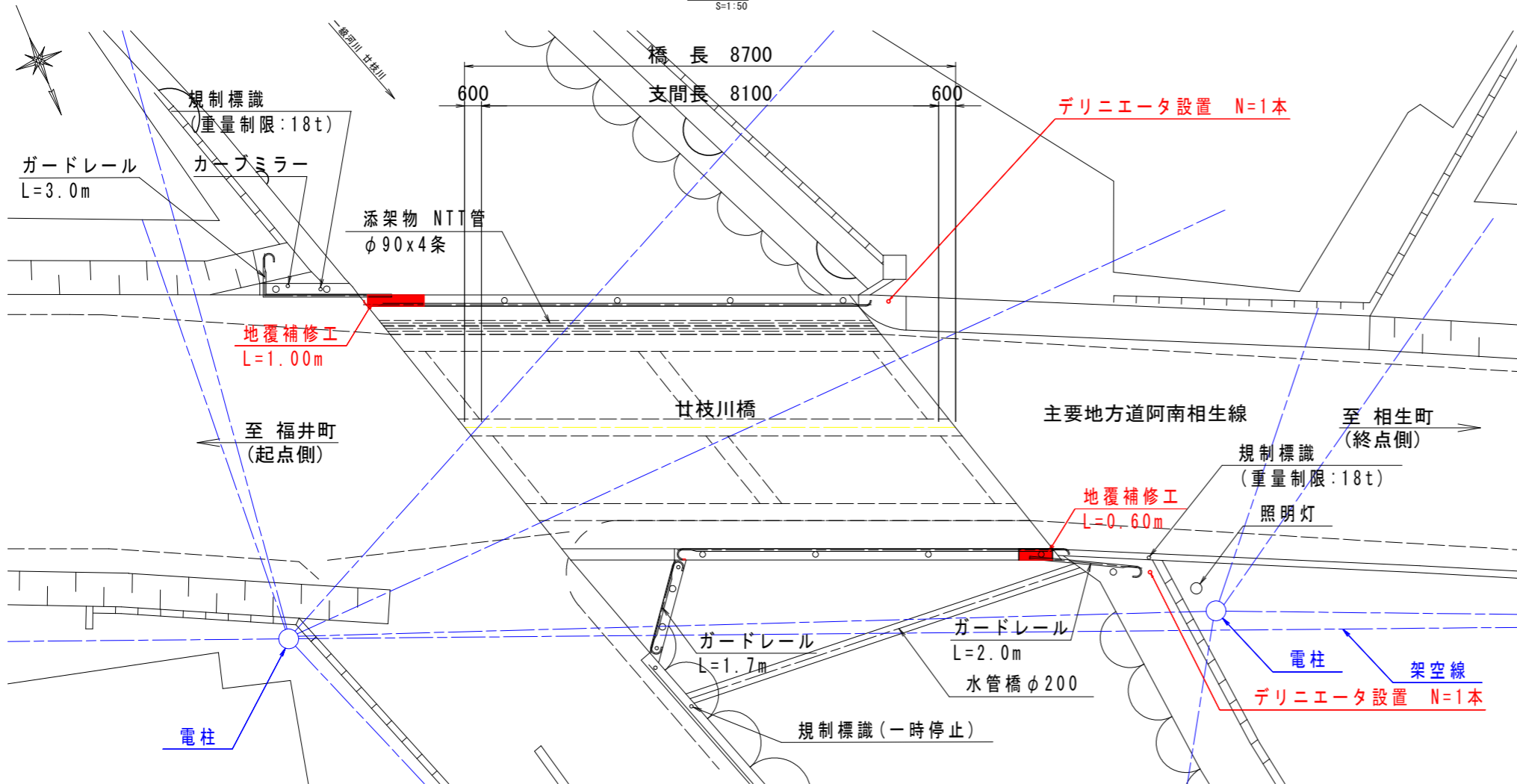
側面図
S=1:50



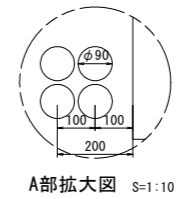
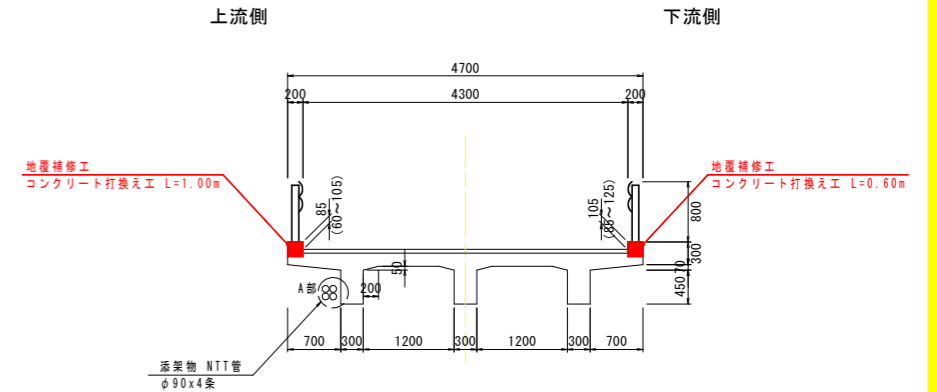
橋長 8700



平面図
S=1:50



断面図
S=1:50



現橋諸元

路線名	主要地方道阿南相生線
橋梁名	甘枝川橋
架設年	1955年(S30年)
橋長	8.700m
桁長	不明
支間長	8.100m
有効幅員	車道 4.300m
平面線形	直線
縦断勾配	不明
横断勾配	不明
斜角	右-51° 22'
上部工	形式 単純RC桁橋 材 コンクリート 不明 鋼材 桁等:不明、鉄筋:不明
下部工	躯体形式 重力式橋台 基礎形式 不明 材 コンクリート 不明 鉄筋 不明
適用基準	昭和14年鋼道路橋示方書案(架設年から推定)
自動車荷重	T-9t(二等橋) <現橋規制標識:重量制限18t>

河川条件

河川名	一級河川 甘枝川
計画高水流量	Q _(1/100) = 110 m ³ /s

補修計画

上部工	地覆補修工	断面修復工 コンクリート打換え工 L=1.6m
付属施設	視線誘導標設置工	デリニエータ設置 N=2本

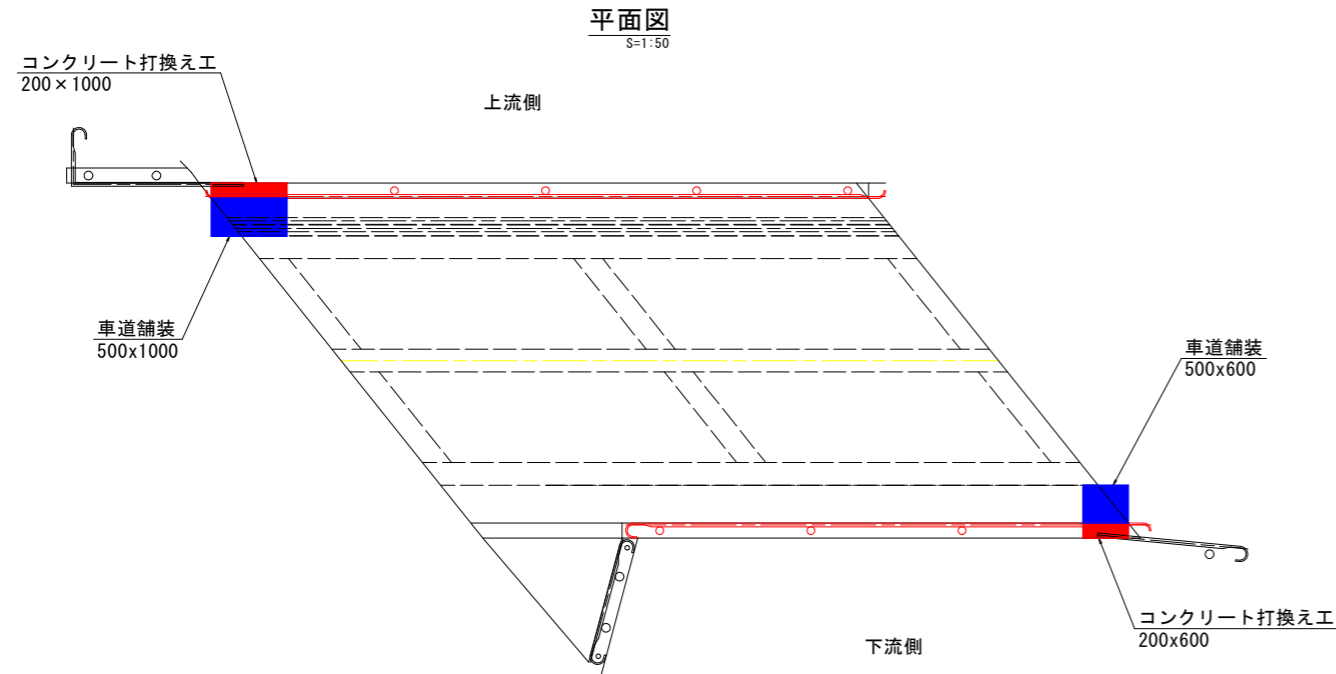
・工事に際しては、部材寸法等について再確認を行うこと。
・添架物・架空線等の支障物件を再確認すること。

実施設計図面

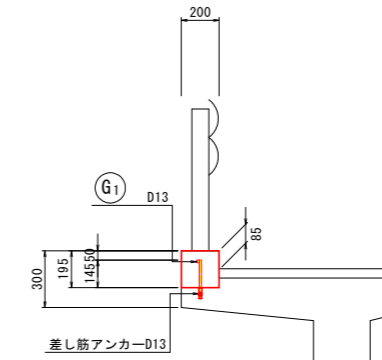
工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図面名	補修一般図		
縮尺	1:50	図面番号	15 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部(阿南)		

断面修復工補修図

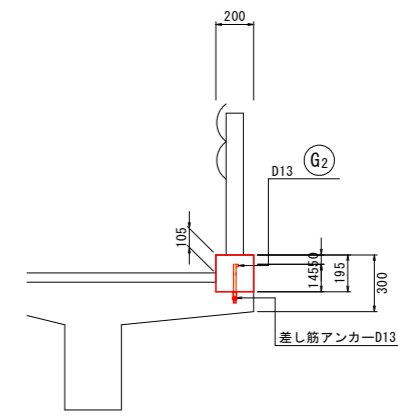
配筋図 S=1:20



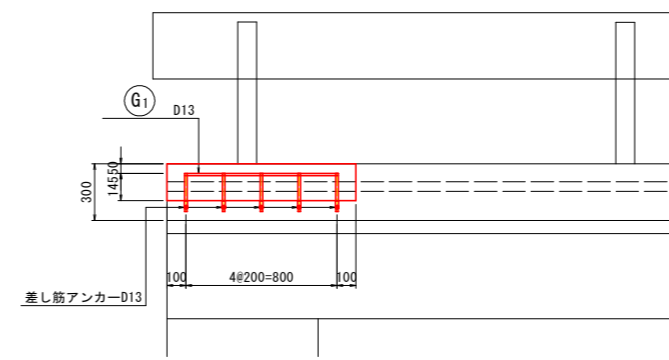
断面図 (上流側)



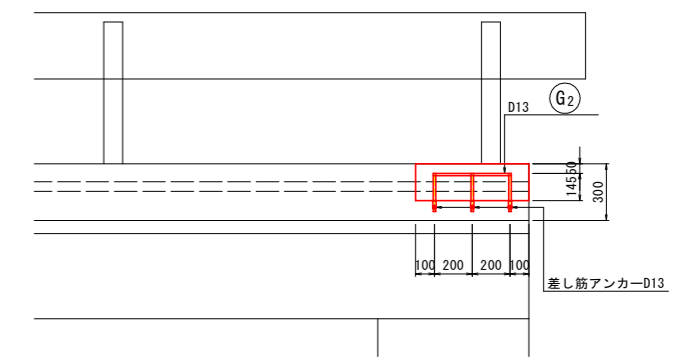
断面図 (下流側)



側面図 (上流側)

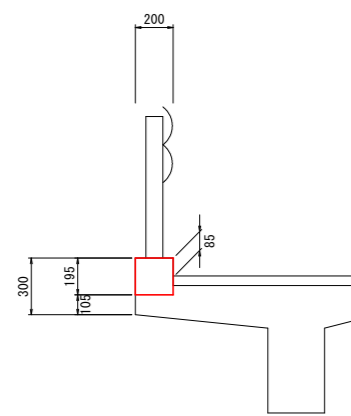


側面図 (下流側)

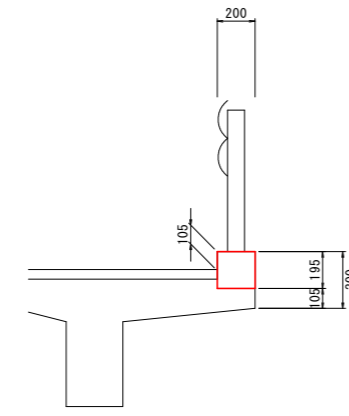


一般図 S=1:20

断面図 (上流側)



断面図 (下流側)



鉄筋質量表

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	全箇所当り質量
G ₁	D13	800	1	0.995	0.80	0.8
G ₂	D13	400	1	0.995	0.40	0.4
						1.2
合計 D13				1.2 kg		
総質量				1.2 kg		

<注記>

- 現場施工にあたっては現地計測を行い、寸法の決定を行うこと。
- ひび割れ補修の範囲は、断面修復の範囲は、「既往点検データ」、「現地踏査」等に基づき決めているが、工事に際しては、劣化範囲の進展の可能性があるため劣化状況を確認すること。
- 劣化範囲の拡大や新たな劣化部がみられた場合には、施工範囲について監督職員と協議すること。
- 脆弱部はハツリ落とすこと。
- カッター工・ハツリ工の施工に際しては、既設鉄筋等を傷付けないよう注意すること。
- 本図以外の箇所と同様の損傷を確認した場合、監督員と協議の上、対策を実施すること。
- 施工の際、地覆補修箇所に鉄筋がある場合は、既存の鉄筋を用いること。
- 配力筋については、施工の際に調整を行い、適切に配置を行うこと。

使用材料規格表

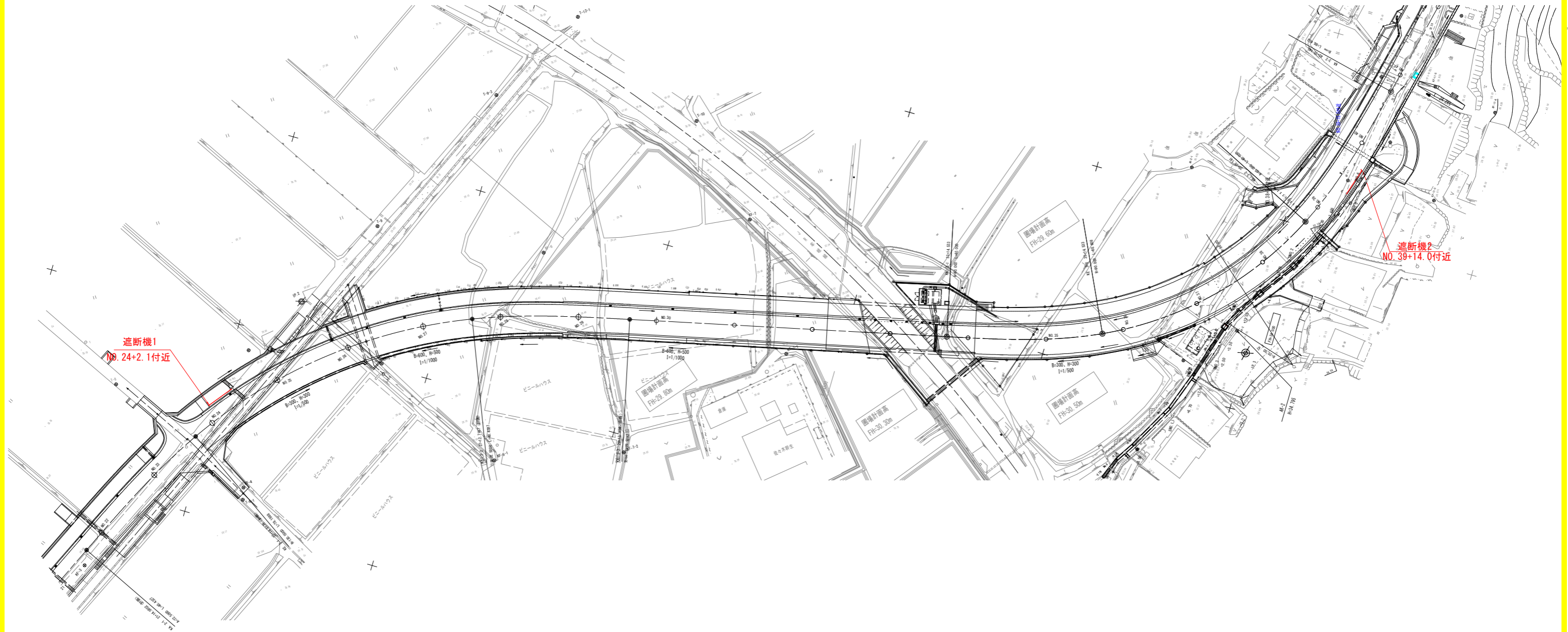
名称	規格
コンクリート	σ _{ck} =24N/mm ²
鉄筋	SD345

実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	断面修復工補修図		
縮尺	1:50	図面番号	16 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南)		

道路遮断機 配置平面図

S=1:500

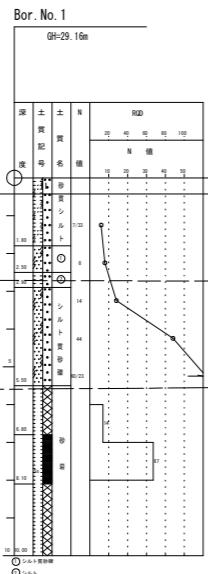
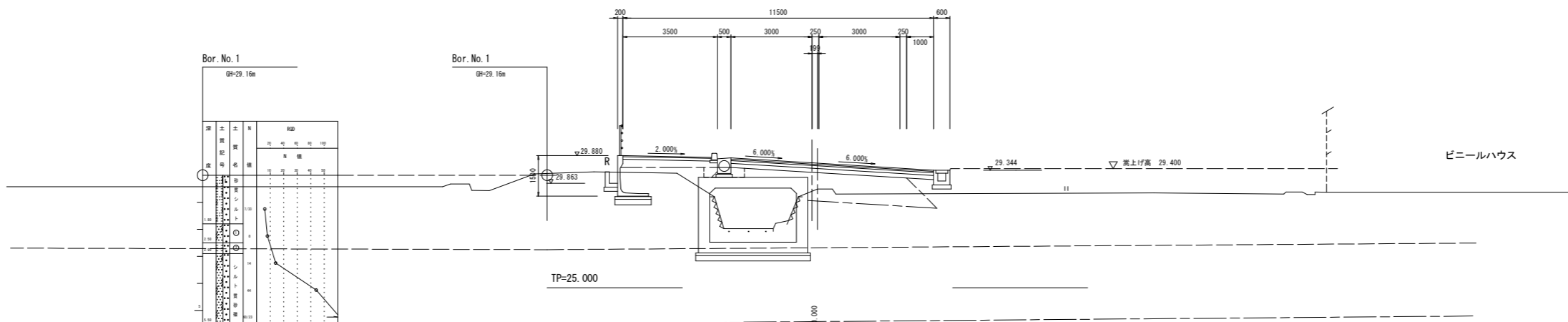


実施設計図面

工事名	R 2 阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図面名	道路遮断機 配置平面図		
縮尺	図示	図面番号	17 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合農林局農土整備部 (阿南)		

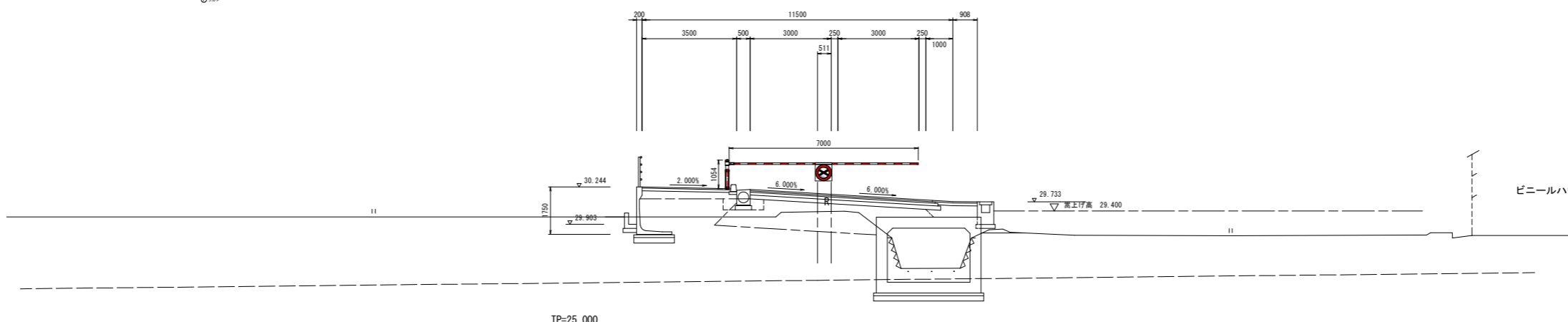
横断面図(4/35)

No. 25
GH=28.646
FH=29.614

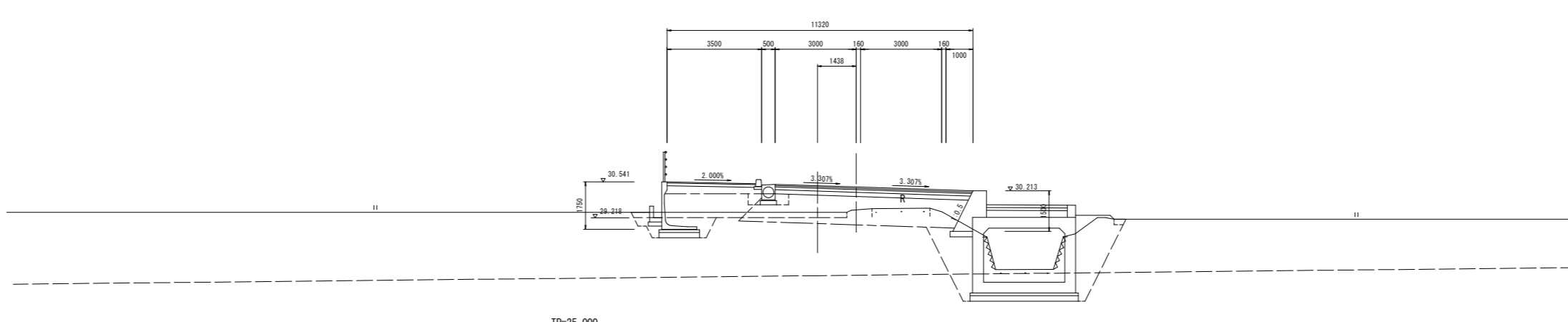


Bor. No. 1
GH=29.16m

No. 24 (付近)
GH=29.370
FH=30.008



No. 23
GH=28.427
FH=30.356



道路土工	左側	右側
路床盛土		
歩道盛土	0.8	
オープンカット土砂		
作業土工 機發工	左側	右側
床掘B' 土砂		
床掘B' 土砂		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m		
作業土工 水路工	左側	右側
床掘B 土砂	0.6	
床掘B 軟岩		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m	0.4	
取壊し工	左側	右側
コンクリート取壊し		
アスファルト取壊し		
舗装工	左側	右側
表層	3.00	4.50
基層	3.00	4.50
上層路盤	3.00	4.50
下層路盤	3.00	4.50
不陸整正	2.50	4.50
歩道舗装		
表層	3.30	
路盤工	3.23	
不陸整正		

道路土工	左側	右側
路床盛土		
歩道盛土	0.8	
オープンカット土砂		
作業土工 機發工	左側	右側
床掘B' 土砂		
床掘B' 土砂		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m		
作業土工 水路工	左側	右側
床掘B 土砂	0.6	
床掘B 軟岩		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m	0.4	
取壊し工	左側	右側
コンクリート取壊し		
アスファルト取壊し		
舗装工	左側	右側
表層	3.00	5.41
基層	3.00	5.41
上層路盤	3.00	5.41
下層路盤	3.00	5.41
不陸整正	3.00	5.41
歩道舗装		
表層	3.30	
路盤工	3.23	
不陸整正		

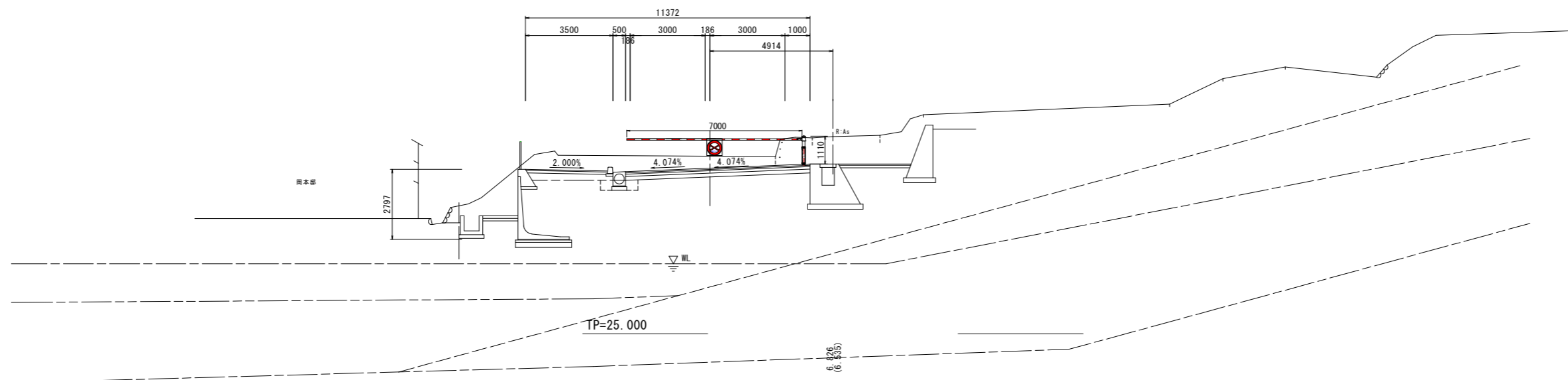
道路土工	左側	右側
路床盛土		
歩道盛土	0.8	
オープンカット土砂		
作業土工 機發工	左側	右側
床掘B' 土砂		
床掘B' 土砂		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m		
作業土工 水路工	左側	右側
床掘B 土砂	0.6	
床掘B 軟岩		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m	0.4	
取壊し工	左側	右側
コンクリート取壊し		
アスファルト取壊し		
舗装工	左側	右側
表層	3.00	4.32
基層	3.00	4.29
上層路盤	3.00	4.26
下層路盤	3.00	4.22
不陸整正	3.00	4.15
歩道舗装		
表層	3.30	
路盤工	3.23	
不陸整正		

実施設計図面

No. 23~No. 25	
工事名	R 2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事
路線名等	阿南相生線他
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他
図面名	横断面(4/35)
縮尺	S=1:100 図面番号 18 / 21
会社名	
事業者名	徳島県南部総合農林局農土整備部(阿南)

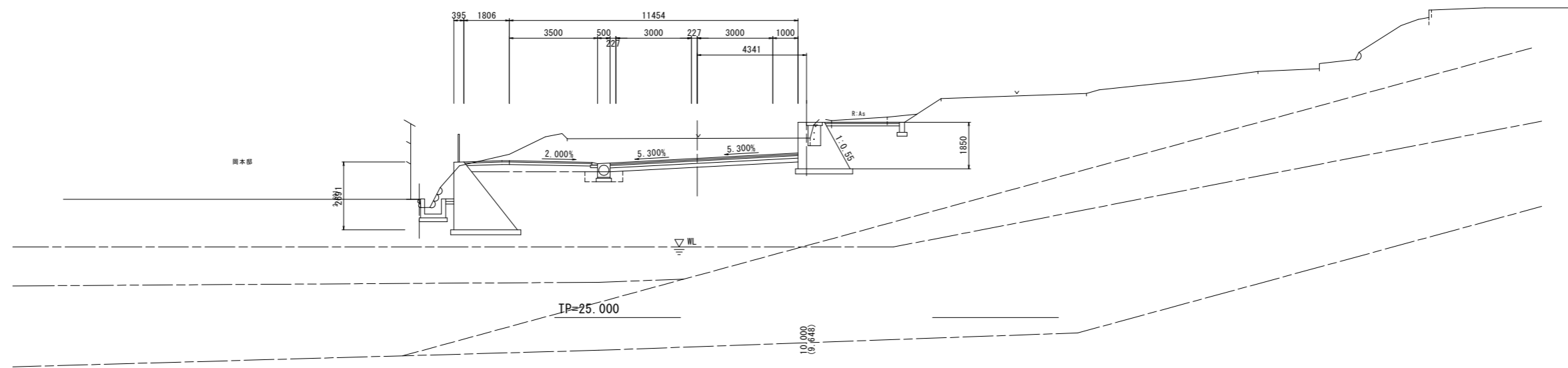
横断図(14/35)

No. 39+14 (付近)



道路土工	左側	右側
路床盛土		
歩道盛土	0.9	
オープンカット土砂		
作業土工 擁壁工	左側	右側
床掘B 土砂		
床掘B' 土砂		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m		
作業土工 水路工	左側	右側
床掘B 土砂	0.6	
床掘B 軟岩		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m	0.4	
取壊し工	左側	右側
コンクリート取壊し		
アスファルト取壊し		
舗装工	左側	右側
表層	3.37	4.00
基層	3.37	4.00
上層路盤	3.37	4.00
下層路盤	3.37	4.00
不陸整正	3.37	4.00
歩道舗装	左側	右側
表層	3.30	
路盤工	3.26	
不陸整正		

No. 39 (No. 38+18.876)
GH=32.122
(FH=31.318)



道路土工	左側	右側
路床盛土		
歩道盛土	1.4	
オープンカット土砂		
作業土工 擁壁工	左側	右側
床掘B 土砂		
床掘B' 土砂		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m		
作業土工 水路工	左側	右側
床掘B 土砂	0.6	
床掘B 軟岩		
埋戻 1m≦W<4m		
埋戻 W<1m	0.4	
取壊し工	左側	右側
コンクリート取壊し		
アスファルト取壊し		
舗装工	左側	右側
表層	3.45	4.00
基層	3.45	4.00
上層路盤	3.45	4.00
下層路盤	3.45	4.00
不陸整正	3.45	4.00
歩道舗装	左側	右側
表層	3.30	
路盤工	3.30	
不陸整正		

実施設計図面

NO. 39~NO. 39+6.826

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	横断図(14/35)		
縮尺	S=1:100	図面番号	19 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局県土整備部(阿南)		

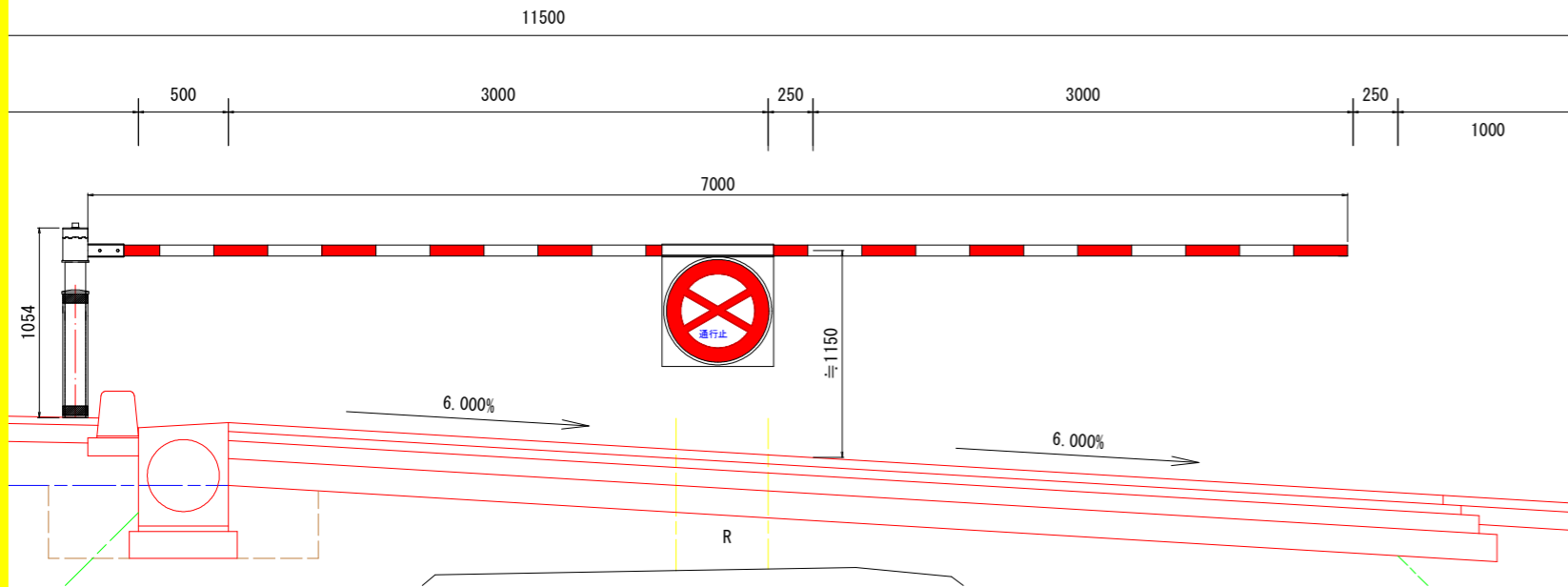
※ () 内は、計測測点(中心線)を示す。

交通遮断機 (SG-1型)

No. 24 付近 (添架タイプ)

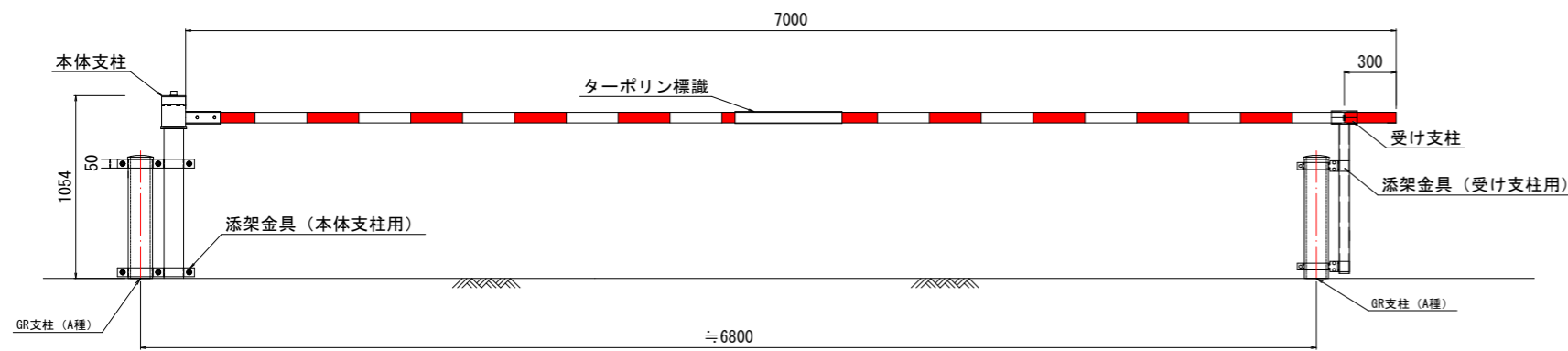
正面図

S=1:20



側面図

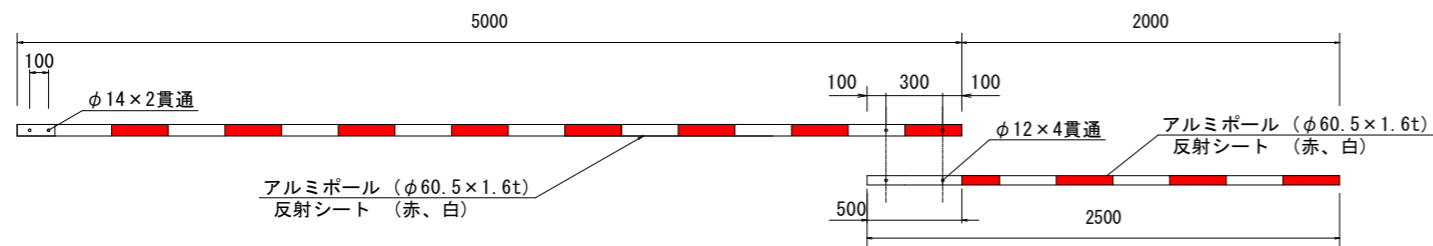
S=1:20



① アルミポール詳細図

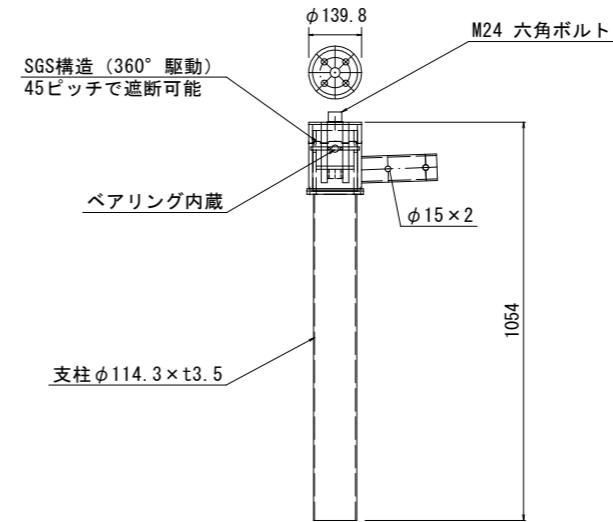
S=1:20

※5mを超えるものは差込み式とします。



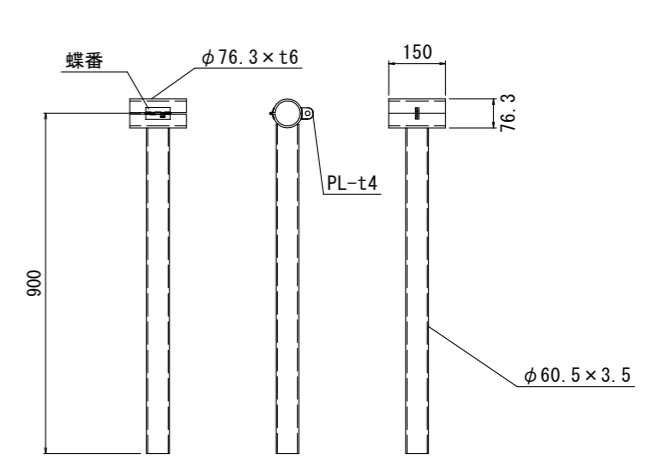
③ 本体支柱

S=1:10



④ 受け支柱

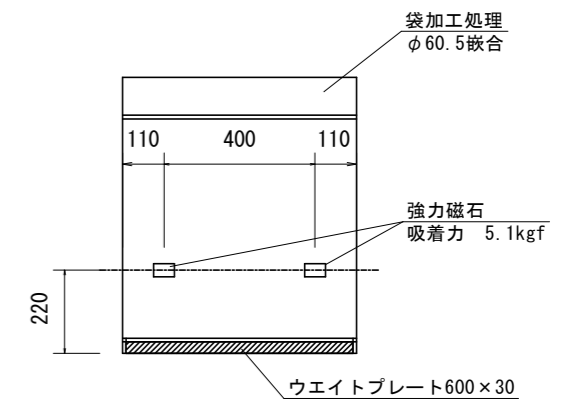
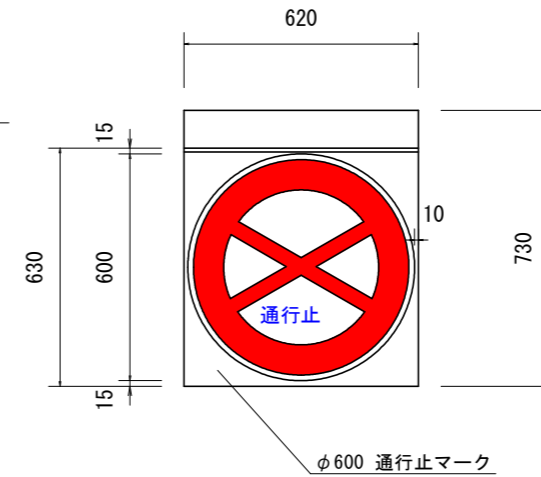
S=1:10



② ターポリン標識

(ポリエステル+塩化ビニール)

S=1:10



実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保地		
図面名	交通遮断機 SG-1型 (添架タイプ)		
縮尺	図示	図面番号	20 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局県土整備部 (阿南)		

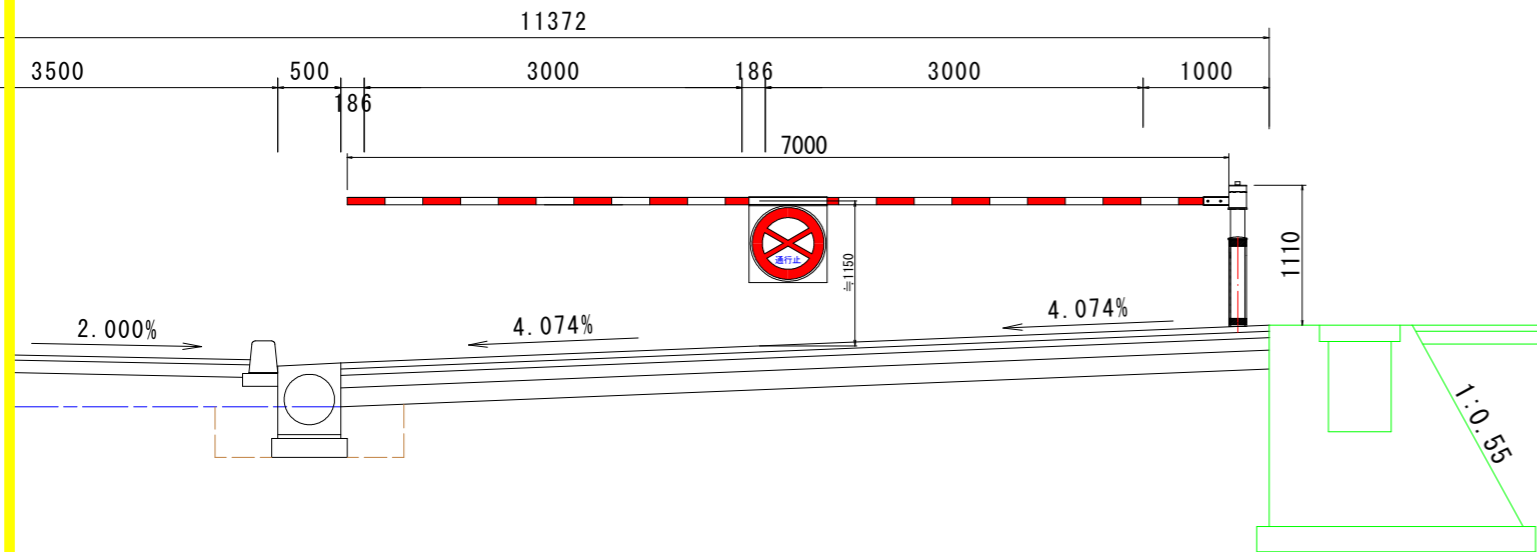
※現地状況に合わせて調整すること
 ※添架位置は現場状況を考慮し、周辺構造物との干渉のない最適位置で設置してください。
 (基本的にはGRビームの干渉のない、180°範囲で設置可能)
 ※本体支柱・受け支柱はステンレス仕様とする。
 ※外観露出部はウレタン塗装とします。

交通遮断機 (SG-1型)

No. 39+14付近 (添架タイプ)

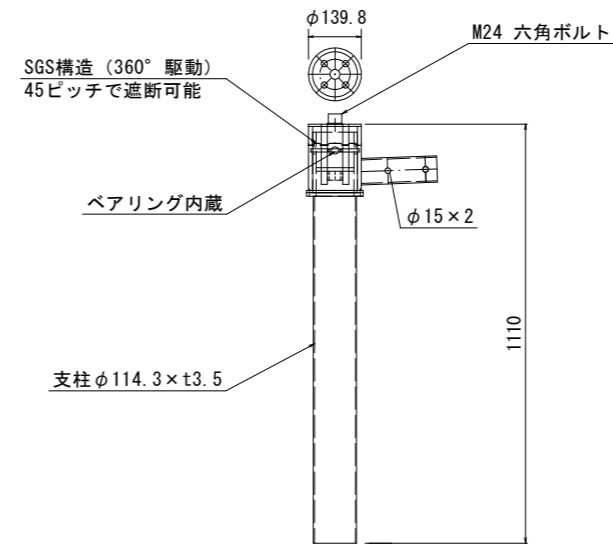
正面図

S=1:30



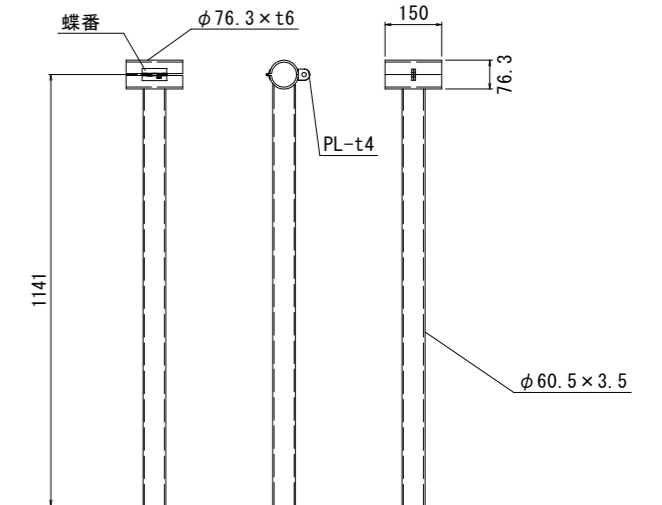
③ 本体支柱

S=1:10



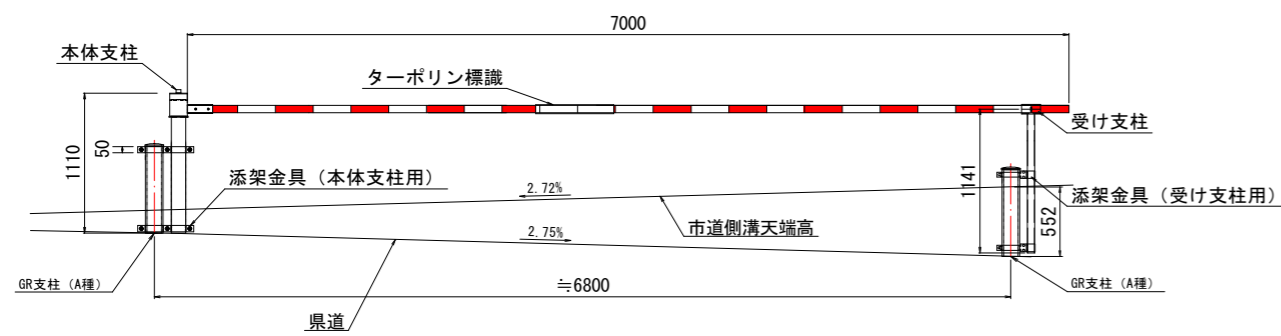
④ 受け支柱

S=1:10



側面図

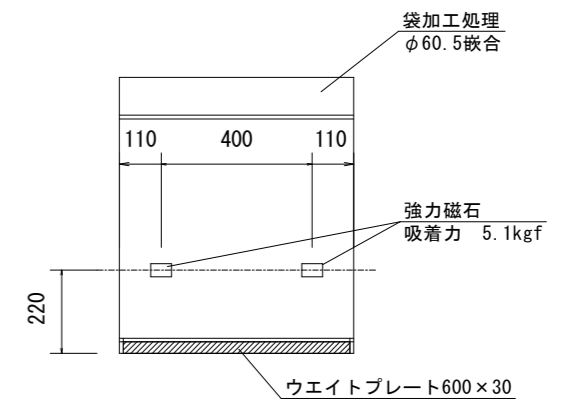
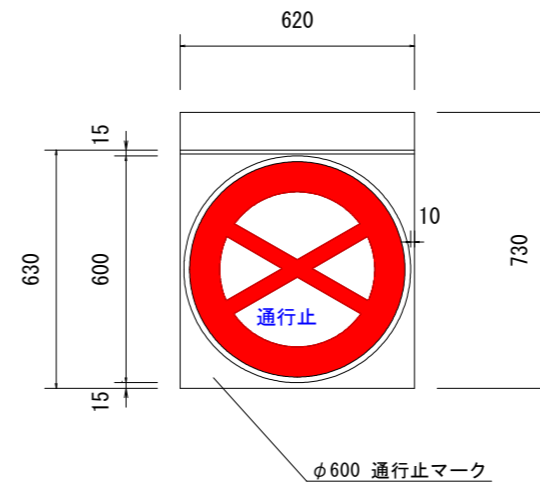
S=1:30



② ターポリン標識

(ポリエステル+塩化ビニール)

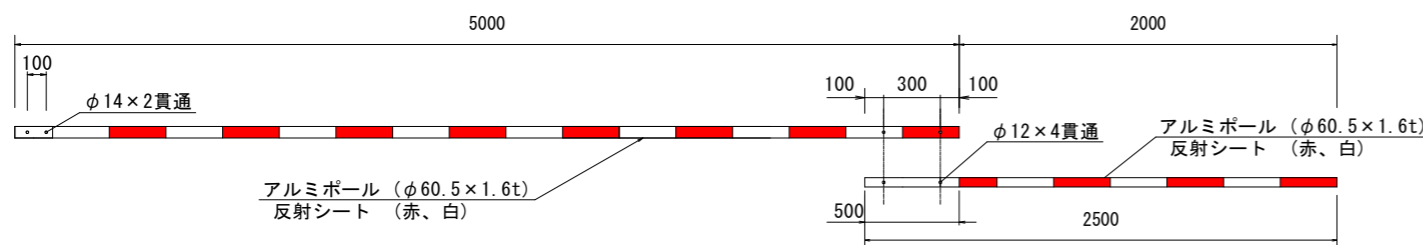
S=1:10



① アルミポール詳細図

S=1:20

※5mを超えるものは差込み式とします。



※現地状況に合わせて調整すること
 ※添架位置は現場状況を考慮し、周辺構造物との干渉のない最適位置で設置してください。
 (基本的にはGRビームの干渉のない、180°範囲で設置可能)
 ※本体支柱・受け支柱はステンレス仕様とする。
 ※外観露出部はウレタン塗装とします。

実施設計図面

工事名	R2阿土 阿南相生線他 阿南・新野 道路工事		
路線名等	阿南相生線他		
工事箇所	阿南市新野町室ノ久保他		
図面名	交通遮断機 SG-1型 (添架タイプ)		
縮尺	図示	図面番号	21 / 21
会社名			
事業者名	徳島県南部総合県民局県土整備部 (阿南)		